

**全国健康保険協会の健康保険事業及び船員保険事業の業績に関する評価結果
(平成 23 年度)**

平成 24 年 11 月 30 日

I. 評価の視点

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業と船員保険事業を行い、加入者が良質かつ効率的な医療を享受できるようにするとともに、加入者の健康増進に取組み、加入者と事業主の利益の実現を図ることを基本使命としている。

こうした基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的に取り入れ、保険者機能を十分に発揮するため、

- ・ 加入者と事業主の意見に基づく自主自律の運営
- ・ 加入者と事業主の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・ 加入者と事業主への質の高いサービスの提供
- ・ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

を基本コンセプトとして、事業に取り組んでいる。

また、船員保険事業の運営に当たっては、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方方に立って、事業の運営に取り組んでいる。

これら協会に求められる使命等を踏まえ、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 7 条の 30 の規定に基づき、協会の健康保険事業と船員保険事業の業績評価について、平成 23 年度事業計画に掲げた項目ごとの「個別的な評価」と業務実績全体の状況についての「業績全般の評価」を行った。

なお、業績の評価に当たり、第三者の視点を取り入れた適切な評価を行う観点から、有識者等を構成員とした「全国健康保険協会業績評価に関する検討会」（平成 24 年 9 月 4 日、10 月 3 日開催）の各構成員の意見を参考としている。

II. 平成 23 年度の業績全般の評価

業績の個別項目に関する具体的な評価については、別添のとおりであるが、全般としての評価結果は次のとおりである。この評価結果を踏まえ、今後の協会の事業運営に臨まれたい。

【健康保険】

1. サービス向上の取組みについて

協会では、健康保険給付の申請受付から給付費振込までの期間について、「10営業日以内」という目標を設定し、その達成率を「100%」と定めているが、平成23年度の目標達成率は99.76%であり、平均所要日数は7.81日である。いずれも前年度より向上している。

健康保険被保険者証（以下「保険証」という。）の交付については、加入資格情報の取得から保険証の送付までの平均日数の目標を「2営業日以内」と定めているが、平成23年度の目標達成率は、前年度に引き続き100%を達成している。

傷病手当金や出産手当金は休業中の所得保障を目的とした給付であり、一日でも早く適正に給付することは、保険者の重要な使命であり、また、保険証の的確・迅速な交付は、協会に対する信頼の確保の重要な要素である。今後とも高い水準に維持することを期待する。

また、協会では、業務の改善に反映することを目的として、毎年度、お客様満足度調査を実施している。平成23年度は、「窓口サービス全体としての満足度」について95.5%と前年度より0.7ポイント向上し、他の項目についても概ね向上している。職員への研修、毎週ミーティング等の取組みの効果が現れたものと考えられる。今後もマンネリズムに陥ることなく、さらなる窓口サービスの向上に取り組まれたい。なお、「施設利用の満足度」については、前年度より1.1ポイント向上しているものの、83.2%と他の項目に比べ低い水準にとどまっており、支部別に検討を加えるなど満足度向上に取り組まれたい。

2. 保健事業の取組みについて

協会では、35歳以上の被保険者に対し、生活習慣病予防健診を行い、40歳以上の被保険者に対しては、特定健康診査（以下「特定健診」という。）を包括して実施している。

平成23年度においては、健診機関の選定基準の緩和により健診機関を前年度から9か所増の2,711機関として利便性の向上等を図るとともに、健診対象者データをダウンロードできるサービスを開始し、事業所における申込み手続きの負担軽減を図った。被扶養者については、受診券申請書の提出を省略し、直接事業主に受診券を送付する取組みに加え、モデル的に被扶養者の受診券を自宅に直接送付する取組みの実施など実施率の向上に取り組んだ。平成23年度の被保険者を対象とした特定健診の実績は、前年度と比較して約27万2千人増加したものの、実施率は42.7%と目標の「47.5%」には届かなかった。

また、被扶養者については13.8%であり、前年度より0.7ポイント上回ったものの、目標の「62.5%」を大きく下回っている。

事業者健診のデータ取込については、事業所訪問による勧奨を行うなどの取組みにより、データ取得数は前年度と比較して約11万6千件増加したものの、デー

タ取込率は2.2%と目標の「20%」を大きく下回っている。

特定保健指導の実施については、支部幹部による事業所単位の健診・医療費データを持参しての事業所訪問の実施、保健師90名、管理栄養士82名の採用による体制の強化、休日や夜間での公民館等の公的施設を利用した保健指導の実施などに取り組んだ。平成23年度の被保険者を対象とした特定保健指導の実績は、前年度と比較して約3万1千人増加したものの、実施率は8.6%と目標の「41.2%」を大きく下回っている。また、被扶養者については2.0%であり、前年度より0.4ポイント上回ったものの、目標の「38.6%」を大きく下回っている。

協会における特定健診、特定保健指導の推進にあたっては、小規模の事業所が広い地域に点在し、効率的な取組みが難しいこと、保険者と事業主との距離感が大きいことなどの特性があり、前年度と比較して実績は向上してきているものの、短期間で大幅な実施率の向上を実現することは難しい。しかしながら、協会の基本使命の一つである「加入者の皆様の健康増進を図る」ことを実現していくための重要な施策であり、強力な取組みが必要である。実施率の比較的高い支部の取組みの分析、モデル事業、パイロット事業の成果の検証、不定期の健診受診者についての分析などあらゆる施策を検討するとともに、事業主との連携の強化に努め、実施率の向上に取り組まれたい。

3. 医療費適正化の取組みについて

診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）の内容点検の取組みについては、各支部において数値目標と行動計画を策定し、本部においてその計画の進捗管理を行うなど協会全体での取組みを進めたこと、さらに研修の実施、事例検討、点検情報の共有化などに取り組んだことにより、被保険者1人当たりの内容点検効果額は、前年度より23.7%増加し、1,079円となった。また、効果額の支部間格差についても10倍から5倍に縮小するなど、着実な取組みが認められる。引き続き、支部間の格差の解消など、積極的な取組みを期待する。

ジェネリック医薬品の使用促進の取組みについては、平成23年度は、ジェネリック医薬品に切替えることでどれくらい窓口負担が軽減されるかお知らせする「ジェネリック医薬品軽減額通知」について、約84万人に通知（全支部）し、そのうちジェネリック医薬品に切り替えていただけなかった加入者に対して2回目の通知を行う新たな取組みを実施（22支部）したほか、従来の「ジェネリック医薬品希望カード」、「ジェネリック医薬品希望シール」に加えて、新たに「ジェネリック医薬品使用促進チラシ」を作成し、支部を通じて加入者に配布するなどの取組みを行った。平成23年度の使用割合は23.4%と前年度より0.8ポイント向上しているものの、目標である「26%」には届かなかった。引き続き24年度30%以上の目標に向け、一層の使用促進に取り組まれたい。

【船員保険】

1. サービス向上の取組みについて

協会では、船員保険職務外給付の申請受付から給付費振込までの期間について、「10営業日以内」という目標を設定し、その達成率を「100%」と定めているが、平成23年度の目標達成率は99.0%であり、平均所要日数は7.17日である。いずれも前年度より向上している。

船員保険被保険者証（以下「船員保険証」という。）の交付については、加入資格情報の取得から船員保険証の送付までの平均日数の目標を「3営業日以内」と定めているが、平成23年度の実績は2.04日であり、前年度に引き続き目標を上回って達成している。

疾病任意継続被保険者証（以下「任継保険証」という。）の交付については、資格喪失情報の取得から任継保険証の送付までの平均日数の目標を「3営業日以内」と定めているが、平成23年度の実績は2.28日であり、前年度に引き続き目標を上回っている。

傷病手当金等について、一日でも早く適正に給付することは、保険者の重要な使命であり、また、船員保険証等の的確・迅速な交付は、協会に対する信頼の確保の重要な要素である。今後とも高い水準に維持することを期待する。

また、協会では、船員保険の加入者の意見を把握し、サービスの改善・向上に努めるため、平成23年度に船員保険についてのお客様満足度調査を初めて実施したが、全体的に満足度が低い結果となった。アンケートの回収率が低かったことも含めて原因の分析・検討を行い、今後のサービス改善に生かしていく必要がある。

2. 保健事業の取組みについて

協会では、35歳以上の被保険者に対し、生活習慣病予防健診を行い、40歳以上の被保険者に対しては、特定健診を包括して実施している。

平成23年度においては、被扶養者の特定健診の実施について、健康保険と同様の集合契約方式を導入することにより健診実施機関数を1,420機関から49,514機関に拡大し、また、あらかじめ受診券を作成し船舶所有者を通じて配布するなど実施率向上に取り組んだ。

平成23年度の被保険者を対象とした特定健診の実施率は、33.8%であり、前年度より0.1ポイント上回ったものの、目標の「47.5%」には届かなかった。また、被扶養者については8.8%であり、前年度より0.3ポイント上回ったものの、目標の「61.4%」を大きく下回っている。

船員手帳健診のデータ取込については、前年度に引き続き、手帳データ収集期間の延長等の取組みを行った。平成23年度の取込率は、19.6%であり、前年度

より 0.6 ポイント上回ったものの、目標の「20%」には届かなかった。

特定保健指導の実施については、集合契約方式の導入により被扶養者の指導実施機関を 968 機関から 14,576 機関に拡大し、また、被保険者に対してオーダーメイドの情報提供冊子の作成・配布を行い、健康意識の啓発を促進するなどの取組みを行った。平成 23 年度の被保険者を対象とした特定保健指導の実施率は 5.5% であり、前年度と比較して 0.9 ポイントの減少となっている。また、被扶養者については、0.4% であり、前年度と比較して 2.2 ポイントの減少となっている。いずれも目標の「38.6%」を大きく下回っている。

船員保険における特定健診、特定保健指導の推進にあたっては、半数以上の船舶所有者が被保険者数 5 人以下と規模が小さく、かつ全国の広範囲に点在していること、被保険者の乗船との関係から、効率的な受診勧奨や特定保健指導の実施が難しいなどの特性があり、短期間で大幅な実施率の向上を実現することは難しい。しかしながら、協会の基本使命の一つである「加入者の皆様の健康増進を図る」ことを実現していくための重要な施策であり、強力な取組みが必要である。前年度と比較して実施率が低下した原因について分析をしっかりと行った上で、あらゆる施策を検討し、実施率の着実な向上に取り組む必要がある。

3. 医療費適正化の取組みについて

協会では、船員保険のレセプト点検業務は、健康保険事業での点検職員のノウハウを活用するとともに事務処理を円滑に行うため、東京支部に業務を集約化して行っている。

平成 23 年度においては、レセプト点検実務研修会の実施、査定事例に関する情報の共有化を図るために審査医師を含めた打ち合わせの実施などの取組みを行い、被保険者 1 人当たりの内容点検効果額は 1,244 円であった。なお、船員保険が協会へ移管された前後に発生した滞留分の処理は平成 22 年度で解消している。

引き続き、査定事例の共有化、研修等の実施による点検技術の向上などにより、内容点検の向上に取り組まれたい。

【業務運営体制等】

1. 組織の活性化への取り組みについて

協会支部長会議の開催（4 回）、役職員のブロック会議への参加、階層別研修などにより協会のミッションや目的の徹底、コミュニケーションの強化に取り組んだこと、人事評価制度による目標管理の仕組みが一定程度定着し、人材育成のために活用されていること、業務改善提案制度の審査委員会を半期に一度開催し、業務改善、情報共有を行い、新たな組織風土・文化の定着に努めていること、新

たな組織風土の定着と職員の意識改革をさらに促すため、人事制度検討委員会を設置し、人事制度改革の検討を開始したことなど、組織の活性化のための中心となる取組みが着実に実施されており、高く評価できる。

2. 職員意識向上への取り組みについて

コンプライアンスの徹底について、行動規範小冊子の常時携行により意識の醸成を図り、本部コンプライアンス委員会を6月と3月に開催するとともに、ハラスメント防止対策にも取り組んだこと、個人情報保護や情報セキュリティについて、個人情報の管理状況の点検を随時実施したこと、研修等の充実による人材育成について、階層別研修（11講座、計22回開催）、業務別研修（10講座、計36回開催）、支部の実情に応じた支部別研修を実施し、人材の育成・開発を推進したこと、その他新入職員育成プログラムの策定や自己啓発のための通信教育講座の斡旋などを行ったことなどの取組みにより、人材の育成環境は整ってきてている。なお、コンプライアンス及び個人情報保護についての意識の徹底には、業務に関連させながらの徹底した教育が必要であり、今後継続的に取り組まれたい。

3. 支部との連携強化への取り組みについて

本部と支部との支援・協力関係の構築への取組みとして、平成23年4月、9月、12月及び24年3月に支部長会議を開催するとともに役職員が全国6ブロックのブロック会議に参加し、支部幹部と意見交換を行い、事業運営の方針や計画等に関して意思の統一を図ったこと、理事が支部評議会に出席し意見交換を行うとともに、支部評議会議長を運営委員会に招き意見交換を行ったことなどの取組みにより、諸課題に対して本部と支部との意思の共有が図られており、評価できる。なお、加入者の声を直接受け止めている支部、支部評議会との連携は、被保険者や事業主の当事者意識の醸成という面からも重要である。

4. 事業主との連携強化への取り組みについて

平成23年度には、個別事業所単位の健診・医療費データを活用した「事業所健康度診断ツール」を全支部に提供し、その情報を活用して支部幹部を中心となり積極的な事業所訪問を実施した。保健事業のみならず事業運営全般に関する事業主との連携強化は重要であり、健診・医療費データを活用して事業所にアプローチする試みは評価できる。加入者にメリットのある仕組み作りといった観点からの検討も加えつつ、引き続き事業主との連携強化に取り組まれたい。

【まとめ】

平成23年度は、協会設立後実質3年度目であるが、組織運営体制の見直しや人

材育成の体系の構築、事務経費の削減等について、着実に取り組んでいると認められる。

健康保険給付などの加入者サービスの向上については高い水準となっており、レセプト点検、ジェネリック医薬品の利用促進などの医療費適正化等の業務の推進についても、確実に向上している。一層の充実に向けた取組みを期待したい。

特定健診、特定保健指導の実施率の向上が大きな課題の一つであるが、加入する事業所が中小の事業所であるという特性を考慮すると、事業主との連携が極めて重要である。事業所への情報提供などの手段を活用しつつ、一層の協力関係の醸成に努めるとともに、引き続き実施率の向上に取り組まれたい。

なお、協会全体としては、各事業でレベルの向上が認められるが、都道府県支部ごとの業務の質や実績に大きな差異が認められるので、引き続き支部間の格差の解消に取り組まれたい。

III. 東日本大震災への対応について

平成 23 年 3 月 11 日には、東日本大震災という未曾有の大災害が発生し、多くの事業主と加入者の方々が被災された。

協会においては、被災地での出張相談を年金事務所と連携して実施したり、避難所で生活されている方への自治体の健康支援活動に協会の保健師等が参加し、協力するなどの対応を行った。

福島支部では、平成 23 年 3 月 28 日から 5 月 31 日まで福島県の要請により、避難所において健康相談を行い、延べ 276 人の保健師が 704 か所の避難所を巡回して、7,039 人の方に健康相談を実施した。宮城支部においては、平成 23 年 5 月 9 日から 5 月 31 日まで仙台市の要請により、市内の避難所で延べ 25 人の保健師が 238 人の方に健康相談を行っている。石巻市の避難所においても、5 月から 6 月にかけて 27 日間にわたり健康相談を実施している。

また、多数の被災者が集中していることから免除証明書による事務等が一時期に集中した宮城および福島両支部について、延べ 804 人の職員の派遣、臨時職員の採用などにより事務処理体制を強化し対応を行った。

津波の被害のあった地域は船員保険加入者が比較的多い地域であり、船員保険の加入者、船舶所有者の皆様を対象に「船員保険被災者専用フリーコール」を平成 23 年 4 月 25 日から平成 24 年 3 月 31 日まで設置し、相談体制の整備を行った。

これらの経験を踏まえ、今後の大規模地震や災害時における事業継続管理（BCM）、全国的な支援体制の在り方等について検討し、整備しておく必要がある。

(別添)

全国健康保険協会の業績に関する評価

【健康保険】

1. 目標指標

(1) サービス関係指標について

① サービススタンダードの遵守

協会では、健康保険給付の申請受付から給付費を振込むまでの期間である「サービススタンダード」について、「10営業日以内」という目標を設定し、その達成率を「100%」と定めている。

平成23年度においては、傷病手当金約91万件、出産手当金約12万件、出産育児一時金約41万件等を処理し、目標達成率は99.76%であり、前年度より4.2ポイント向上している。平均所要日数は7.81日であり、前年度よりさらに向上している。達成率が全月100%の支部は、前年度の5支部から19支部に、14支部増加している。

傷病手当金や出産手当金は休業期間中の所得保障を目的とした給付であり、一日でも早く適正に給付することは、保険者の重要な使命である。厳格な審査を要する事案への対応を確保しつつ、引き続き高い目標達成率の保持と目標を達成できなかった支部の改善・努力を期待する。

② 保険証の交付

保険証については、事業主が日本年金機構（以下「機構」という。）に被保険者の加入手続きを行った後、協会が機構から加入資格情報を取得して、保険証を作成し、事業主を経由して加入者に交付している（任意継続被保険者は、協会が加入手続きを行い、保険証も送付）。

協会では、この加入資格情報の取得から保険証の送付までの平均日数の目標を「2営業日以内」と定めている。平成23年度の実績は、交付件数約865万件で、全支部において100%を達成しており、協会に対する信頼の確保の重要な要素である。

今後も機構と密接に連携し、保険証の送付までの平均日数を高い水準に維持することを期待する。

③ お客様満足度

協会では、協会の業務やサービス等に対する加入者の満足度や評価、要望等を把握し、業務の改善に反映することを目的として、毎年度、「お客様満足度調査」を実施している。

平成23年度においては、支部に来訪した加入者等を対象に、平成24年1月から2月にかけてアンケート形式により実施し、「職員の応接」、「待ち時間の満足度」及び「施設利用の満足度」の項目で、前年度調査の結果を上回る評価

となり、「目的の達成度」については前年度調査と同じとなった。

「窓口サービス全体としての満足度」についても 95.5%と前年度より 0.7 ポイント向上している。

職員への研修、毎週ミーティング等の取組みの効果が現れたものと考えられる。また、継続的な研修の実施など、さらなる窓口サービスの向上の取組みに期待する。

なお、「施設利用の満足度」については、前年度より 1.1 ポイント向上しているものの 83.2%と低い水準にとどまっており、支部別に検討を加えるなど満足度向上に取り組まれたい。

(2) 保健事業関係指標について

① 健診の実施

協会では、35 歳以上の被保険者に対し、生活習慣病予防健診を行い、40 歳以上の被保険者に対しては、特定健康診査（以下「特定健診」という。）を包括して実施している。

平成 23 年度においては、健診機関の選定基準の緩和により健診機関数を前年度から 91 か所増の 2,711 機関として受診機会の拡大、利便性の向上を図るとともに、健診対象者データをダウンロードできるサービスを開始し、事業所における申込み手続きの負担軽減を図った。被扶養者については、前年度に引き続き受診券申請書の提出を省略し、直接事業主に受診券を送付する取組みに加え、モデル的に 4 支部において被扶養者の受診券を自宅に直接送付する取組みや市町村と一体となって受診勧奨に取り組むパイロット事業の実施など実施率の向上に取り組んだ。

平成 23 年度の被保険者を対象とした特定健診の実施率の実績は、42.7%であり、前年度より 1.8 ポイント上回り、宮城支部と福島支部では前年度実績を下回ったものの 45 支部で前年度実績を上回ったが、目標の「47.5%」には届かなかった。

また、被扶養者の特定健診実施率の実績は 13.8%であり、前年度より 0.7 ポイント上回ったが、目標の「62.5%」を大きく下回っている。

実施率の比較的高い支部の取組みの分析、モデル事業、パイロット事業の成果の検証、不定期の健診受診者についての分析などによりあらゆる施策を検討し、実施率の着実な向上に取り組まれたい。

② 事業者健診のデータ取込率

平成 23 年度の事業者健診データの取込率は、2.2%であり、前年度の実績を上回ったが、目標の「20%」を大きく下回っている。

平成 24 年 5 月 9 日付けの厚生労働省労働基準局長と保険局長連名通知の活用による事業所への勧奨、積極的な事業所訪問、各支部の取組みを分析し好事例を全国の支部で共有するなどにより、全国的な底上げに取り組まれたい。

③ 特定保健指導の実施

協会が実施する特定保健指導については、1 事業所当たりの指導対象者数が極めて少なく、それらの事業所が広い地域に点在すること、協会と事業所、加入者との関わりが希薄であることなど効率的な実施が困難という特性を抱えている。

平成 23 年度は、個別事業所単位の健診、医療費データを活用した「事業所健康度診断ツール」を活用した事業所訪問の実施、保健師、管理栄養士の採用など実施体制の強化、休日や夜間での公民館等の公的施設を利用した保健指導の実施などに取り組んだ。

平成 23 年度の被保険者を対象とした特定保健指導の実施率は、8.6%であり、前年度から 2.4 ポイント向上しているものの目標の「41.2%」を大きく下回っている。

また、被扶養者の特定保健指導実施率の実績は 2.0% であり、前年度より 0.4 ポイント上回ったが、目標の「38.6%」を大きく下回っている。

引き続き取組みの手法を工夫するとともに各支部の取組みを分析し、好事例を全国の支部で共有するなどにより、全国的な底上げに取り組まれたい。

④ 健診・保健指導の効果

メタボリックシンドロームの該当者と予備群については、平成 22 年度に比べ 0.2 ポイント増加し、13.4% となった。

重症化予防対策として治療が必要な者に対する受診勧奨についてのパイロット事業としての取組みや支部の独自事業としてポピュレーションアプローチを推進していることは評価できる。

加入者個人ごとの健診、指導、診療等のデータベースが構築されれば、個人ベースと集団ベースで、生活習慣病予防健診の検査項目ごとや指導区分ごとの具体的な効果測定が可能となり、保健事業の目的である生活習慣病の罹患や重症化の防止等を推進できるので、健康情報の経年推移を把握できる仕組みの構築を検討されたい。

（3）医療費適正化等関係指標について

① レセプト点検効果額

レセプトは、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が審

査した後、保険者に送付されるが、協会では、このレセプトの審査・点検を行い、医療費の適正化に取り組んでいる。

内容点検の取組みについては、各支部において内容点検効果額の具体的な数値目標と行動計画を策定し、本部においてその計画の進捗管理を行うなど協会全体での取組みを進めたこと、さらに研修の実施、協会内 LAN の掲示板を活用した事例検討、点検情報の共有化などに取り組んだことにより、平成 23 年度の被保険者 1 人当たりの内容点検効果額は 1,079 円であり、前年度より 23.7% 増加するとともに効果額の支部間格差が 10 倍から 5 倍に縮小したことなど、着実な取組みが認められる。引き続き、支部間の格差の解消など、積極的な取組みを期待する。

② ジェネリック医薬品の使用促進

協会は、加入者の自己負担の軽減や医療費の抑制に繋がるよう、ジェネリック医薬品使用促進の取組みを推進しており、平成 23 年度については、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）について「26%」という目標を設定している。

平成 23 年度は、ジェネリック医薬品に切替えることでどれくらい窓口負担が軽減されるかお知らせする「ジェネリック医薬品軽減額通知」について、約 84 万人に通知（全支部）し、そのうちジェネリック医薬品に切り替えていただけなかった加入者に対して 2 回目の通知を行う新たな取組みを実施（22 支部）したほか、従来の「ジェネリック医薬品希望カード」、「ジェネリック医薬品希望シール」に加えて、新たに「ジェネリック医薬品使用促進チラシ」を作成し、支部を通じて加入者に配布するなどの取組みを行った。

こうした取組みにより、平成 23 年度の使用割合は 23.4% と昨年度より 0.8 ポイント向上しているものの、目標である「26%」には届かなかった。引き続き 24 年度 30% 以上の目標に向け、一層の使用促進に取り組まれたい。

③ 加入者・事業主への広報

協会では、協会のホームページや各支部から配信するメールマガジンなどの各種ツールを活用し、タイムリーな情報提供を試みている。加入者に直接、情報を届けるメールマガジンについては、23 年度当初は 37 支部での実施であったが、23 年度末においては全支部での実施となり、登録件数は前年度から約 31% 増加し、53,085 件となった。

また、加入者から公募した協会けんばモニターを活用した「医療費適正化に関するアンケート調査」や「広報に関する調査」を実施することにより、加入者の視点に立った広報活動への情報収集を試みている。

④ 都道府県との連携

協会では、都道府県が設置する「都道府県医療費適正化計画に係る検討会」と「都道府県ジェネリック使用促進協議会」への参画を推進しているが、参画できていない支部が相当あるので、支部の実情を把握するとともに、引き続き都道府県との連携の推進に取り組まれたい。

2. 検証指標

① 各種サービスの利用状況

インターネットによる医療費情報提供サービスの利用については、ID・パスワードの取得が必要であることから、アクセス件数は28,187件であり、前年度と比較して約27%の減少と低迷しており、現状の分析と利用の障壁を低くすることなどの検討とともに、被保険者などに対する啓発、普及促進に積極的に取り組まれたい。

任意継続被保険者による平成23年度末の口座振替利用率は27.1%であり、前年度末と比較して0.2ポイント低下した。口座振替による保険料納付の促進は重要な施策であり、引き続き利用率の向上に取り組まれたい。

② 事務処理誤りの防止

発生した事務処理誤りについては、掲示板に掲載することにより協会全体で情報共有を行うとともに、発生原因や再発防止策について朝礼等で周知することにより、同様の事務処理誤りが発生しないように努めている。

平成23年度の事務処理誤りは427件であり、前年より70件増加している。事案の性質に応じた原因分析と再発防止策を講じるなど、引き続き対策に取り組まれたい。

③ お客様の苦情・意見

協会では、加入者から寄せられたご意見・ご要望等について協会本部に集約するとともに、改善が図れるご意見等に対しては、隨時迅速な対応を行い、その結果について全ての支部にフィードバックして、サービスの向上に努めることとしている。

平成23年度におけるお客様からの苦情は1,761件であり、前年度から1,122件減少している。また、意見については、833件であり、468件の減少となっている。引き続き迅速な対応等サービスの向上に努められたい。

④ レセプト点検効果額（資格点検、外傷点検）

平成 23 年度の被保険者 1 人当たりの資格点検効果額は、2,183 円であり、前年度と比較して 295 円減少している。これは、平成 23 年 10 月から支払基金との間においてオンラインによる請求前資格確認が実施されたことにより、協会における資格点検対象が減少したためである。

このことによる業務軽減分を他の点検業務へシフトし、点検体制の強化を図った。

平成 23 年度の被保険者 1 人当たりの外傷点検効果額は、379 円であり、前年度と比較して 2 円増加している。効果額の増加はわずかであるが、重要な業務であり、引き続き精度の高い点検業務の実施に向けて取り組まれたい。

⑤ ホームページの利用

協会では、ホームページやメールマガジン等を通じ、加入者へのタイムリーな情報提供と丁寧な広報活動に努めている。ホームページの支部ごとのページでは、支部評議会の情報、健診機関の情報、都道府県ごとに催される健康づくりイベントの案内や医療情報など、地域に密着した情報を提供している。

平成 23 年度におけるホームページの利用状況については、平日の平均アクセス件数は 43,675 件であり、前年度と比較して約 2% の増加、休日は 21,583 件で約 48% の増加となっている。

平成 23 年度においては、各支部でそれぞれに掲載していた申請書や記入例を順次本部のページに集約した。なお、ホームページへのアクセスの内訳では、「申請書のダウンロード」が約 6 割を占めており、利便性の向上に有効なものとなっている。

協会のホームページの役割は、今後ますます大きくなっていくことが予想される。タイムリーな情報提供を引き続き行うとともに魅力ある内容の充実に努められたい。

⑥ 申請・届出の郵送化

協会では、申請、届出の郵送化率向上に取り組んでいる。

平成 23 年度における郵送化率は、72.2% となり、前年度と比較して 2.2 ポイント増加した。

事業主や加入者への広報活動や、加入者サービスの向上に、引き続き努められたい。

⑦ 業務の効率化・経費の削減

協会では、自ら取り組む財政再建策の一つとして、平成 22 年度に事務費削減目標を定めた「全国健康保険協会事務費削減計画」を策定した。一般競争入

札等適切な調達への取組み、事務経費の見直し等により、平成 24 年度までに平成 22 年度予算を基準として、業務経費については 4% 以上に相当する額を削減することとし、一般管理費については 8% 以上に相当する額を削減することとしている。

平成 23 年度予算においては、業務経費については、平成 22 年度予算比で 11.3%、約 20 億円の削減、一般管理費については、平成 22 年度予算比で 7.4%、約 9 億円の削減を行った。

調達にあたっては、契約の透明性を高め、調達コストの削減を図るため、100 万円を超える調達については一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部及び支部とも調達委員会において個別に妥当性の審査を行うとともに、調達実績についてはホームページ上で公表することにより透明性の確保に努めている。平成 23 年度の 100 万円を超える全体の調達件数は、事業の見直し等により、前年度と比較して 132 件減少し 491 件となった。このうち競争性のない随意契約の件数は、73 件減少し、214 件となっている。

また、Web を活用した消耗品発注システムを利用し、本部で消耗品を一括調達する仕組みを平成 23 年度から導入した。このスケールメリットによるコスト削減など経費削減の取組みにより、消耗品（コピー用紙等は除く）に係る経費は前年度と比較して 16.5% 減となった。

支部から経費削減方策等の提案を求めるなどの取組みも行われている。今後とも職員のコスト意識を高め、経費の計画的な削減に取り組まれたい。

【船員保険】

1. 目標指標

(1) サービス関係指標

① サービススタンダードの遵守

協会では、船員保険の職務外給付の「サービススタンダード」について、平成 22 年度後半から「10 営業日以内」という目標を設定し、その達成率を「100%」と定めている。

平成 23 年度においては、傷病手当金 6,308 件、出産手当金 17 件、出産育児一時金 1,163 件を本部一括で処理し、その達成率は 99.0% である。平均所要日数は 7.17 日であり、前年度より向上している。

傷病手当金等について、一日でも早く適正に給付することは、保険者の重要な使命である。厳格な審査を要する事案への対応を確保しつつ、引き続き高い目標達成率の保持を期待する。

② 保険証の交付

船員保険証については、船舶所有者が機構に被保険者の加入手続きを行った後、協会が機構から加入資格情報を取得して、船員保険証を作成し、船舶所有者を経由して加入者に交付している。

協会では、この加入資格情報の取得から船員保険証の送付までの平均日数の目標を「3 営業日以内」と定めている。平成 23 年度の実績は 2.04 日であり、前年度に引き続き目標を上回って達成しており、協会に対する信頼確保の重要な要素である。

今後も機構と密接に連携し、船員保険証の送付までの平均日数を高い水準に維持することを期待する。

③ 疾病任意継続被保険者の保険証の交付

任継保険証については、被保険者であった方から、協会に疾病任意継続被保険者の資格取得の申請がされた後、機構から資格喪失情報を取得して、任継保険証を作成し、疾病任意継続被保険者に送付している。

協会では、この資格喪失情報の取得から任継保険証の送付までの平均日数の目標を「3 営業日以内」と定めている。平成 23 年度の実績は 2.28 日であり、前年度に引き続き目標を上回っている。

今後も機構と密接に連携し、任継保険証の送付までの平均日数を高い水準に維持することを期待する。

④ お客様満足度

協会では、船員保険の加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、平成 23 年 12 月から平成 24 年 1 月までの間に、疾病任意継続被保険者の保険証並びに傷病手当金と高額療養費の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封する方法により、お客様満足度調査を初めて実施した。

しかしながら、アンケート回収率が 10.8% と非常に低調であり、今後回収率を高める工夫や実施方法について検討が必要である。

また、全体的に満足度が低い結果となっており、その原因について分析し、加入者へのサービス改善に生かしていく必要がある。

(2) 保健事業関係指標

① 特定健康診査の実施

協会では、35 歳以上の被保険者に対し、生活習慣病予防健診を行い、40 歳以上の被保険者に対しては、特定健診を包括して実施している。

平成 23 年度においては、健診実施機関の拡大や集合契約方式の導入、受診手続きの簡素化など実施率向上に取り組んだ。

平成 23 年度の被保険者を対象とした特定健診の実施率の実績は、33.8% であり、前年度から 0.1 ポイント増加しているが、目標実施率「47.5%」には届かなかった。

また、被扶養者の特定健診実施率の実績は、8.8% であり、前年度から 0.3 ポイント増加しているが、目標実施率「61.4%」を大きく下回っている。特に被扶養者について、あらゆる施策を検討し、実施率の着実な向上に取り組む必要がある。

② 船舶所有者健診の実施

船員手帳健診のデータの取込については、前年度と同様、手帳データの収集期間の延長等の取組みを行った。

平成 23 年度の船員手帳健診のデータの取込率は、19.6% であり前年度より 0.6 ポイント向上したが、目標の「20%」には届かなかった。

船舶所有者に対する健康意識の醸成を一層高める取組みなど、データ提供への理解を求めるよう努められたい。

③ 保健指導の実施

被保険者の特定保健指導については、外部委託事業者の保健師等が事業所、漁協等を訪問しているが、①対象者が漁期中は乗船しているので、保健指導の計画が立てづらい、②対象者が長期乗船の場合、保健指導を 6 ヶ月間継続する

ことが難しい、③船員の入・出港に対応した健診車による巡回健診の受診者が多いので、健診結果の確定が後日となってしまい、対象者が確定した時には既に乗船している場合があるなどの特性を抱えている。

平成 23 年度は、集合契約方式の導入による被扶養者の指導実施機関の拡大、被保険者に対してオーダーメイドの情報提供冊子の作成・配布を行うことによる健康意識の啓発促進などの取組みを行った。

平成 23 年度の被保険者を対象とした特定保健指導の実施率は 5.5% であり、前年度と比較して 0.9 ポイントの減少となっている。また、被扶養者の特定保健指導実施率の実績は 0.4% であり、こちらも 2.2 ポイント減となっており、いずれも目標の「38.6%」を大きく下回っている。

前年度と比較して実施率が低下した原因について分析をしっかりと行った上で、あらゆる施策を検討し、実施率の着実な向上に取り組む必要がある。

(3) 医療費適正化関係指標

① レセプト点検効果額（内容点検効果額）

協会では、船員保険のレセプト点検業務は、健康保険事業での点検職員のノウハウを活用するとともに事務処理を円滑に行うため、東京支部に業務を集約化して行っている。

平成 23 年度は、レセプト点検実務研修会の実施、査定事例に関する情報の共有化を図るために審査医師を含めた打ち合わせの実施などの取組みを行った。

平成 23 年度の被保険者 1 人当たりの内容点検効果額は 1,244 円であり、前年度と比較して 723 円減少している。これは、船員保険が協会へ移管された前後に発生した滞留分の影響がなくなったためである。

引き続き、査定事例の共有化、研修等の実施による点検技術の向上などにより、内容点検の向上に取り組まれたい。

2. 検証指標

① 事務処理誤りの防止

協会では、事務処理誤りが発生した場合には、職員ミーティング等の機会を利用して事案や原因についての情報を共有し、再発防止に努めている。

平成 23 年度の事務処理誤りの発生件数は 12 件であり、前年度の 53 件と比較して大幅な減少となった。

引き続き、事案の性質に応じた原因分析と再発防止策を講じるなど、全体としてのレベルの向上に取り組まれたい。

② お客様の苦情・意見

協会では、加入者から寄せられた苦情・意見等に対して、迅速な対応を行うとともに、職員ミーティング等の機会を活用して問題意識の共有化に努めている。

平成 23 年度に加入者から寄せられた苦情・意見は 1 件であり、前年度から 4 件の減少となった。引き続き、迅速な対応とサービス向上に努められたい。

③ レセプト点検効果額（資格点検効果額、外傷点検効果額）

平成 23 年度の被保険者 1 人当たりの資格点検効果額は 1,638 円であり、前年度と比較して 719 円減少している。また、外傷点検効果額は 606 円であり、13 円減少している。

この効果額減少は滞留分の解消に伴う資格点検対象枚数の減少によるものである。

引き続き、点検技術の向上等に努め、医療費適正化に取り組まれたい。

④ 業務の効率化・経費の削減

平成 23 年度の随意契約は 23 件であり、前年度と比較して 6 件減少した。

コピー用紙等の消耗品については、職員のコスト意識を高めるとともに、引き続き、両面印刷や集約化、コピー用紙の再利用、カラー印刷の抑制などに取り組んでいる。

今後とも職員のコスト意識を高め、常に費用対効果を念頭において執行に努められたい。また、「全国健康保険協会事務費削減計画」に基づき経費の計画的な削減に取り組まれたい。

【業務運営体制等】

① 組織の活性化への取り組み

協会では、協会支部長会議の開催や役職員のブロック会議への参加、階層別研修などにより協会のミッションや目的の徹底とコミュニケーションの強化に取り組んでいる。

人事評価と人材育成については、人事評価制度による目標管理の仕組みが一定程度定着し、人材育成のために活用されている。

新たな組織風土・文化の定着については、業務改善提案制度の審査委員会を半期に一度開催し、業務改善、情報共有に努めている。また、人事制度検討委員会を設置し、協会の事業展開、取組みを支え発展させることができる新たな組織風土の定着と職員の意識改革をさらに促すため、人事制度改革の検討を開始した。

このような組織の活性化のための中心となる取組みが着実に実施されており、高く評価できる。

② 職員の意識向上への取り組み

協会では、職員の意識向上への取組みとして、コンプライアンスの徹底及び個人情報保護と研修等の充実による人材育成に取り組んでいる。

コンプライアンスの徹底については、行動規範小冊子の常時携行により意識の醸成を図り、本部コンプライアンス委員会を6月と3月に開催するとともに、ハラスメント防止対策にも取り組んだ。

個人情報保護や情報セキュリティについては、個人情報の管理状況の点検を随時実施した。

研修等の充実による人材育成については、階層別研修（11講座、計22回開催）、業務別研修（10講座、計36回開催）、支部の実情に応じた支部別研修を実施し、人材の育成・開発を推進した。

その他新入職員育成プログラムの策定や自己啓発のための通信教育講座の斡旋などを行った。

これらの取組みにより、協会が期待する人材の育成環境は整ってきている。

なお、コンプライアンス及び個人情報保護についての意識の徹底には、業務に関連させながらの徹底した教育が必要であり、今後継続的に取り組まれたい。

③ 支部との連携強化への取り組み

本部と支部との適切な支援・協力関係の構築への取組みとして、平成23年4月、9月、12月及び24年3月に支部長会議を開催するとともに役職員が全国6ブロックのブロック会議に参加し、支部幹部と意見交換を行うこと等により

トップの意思を明確にし、事業運営の方針や計画等に関する意思の統一を図った。

また、理事が支部評議会に出席し意見交換を行うとともに、支部評議会議長を運営委員会に招き意見交換を行った。

これらの取組みにより、諸課題に対して本部と支部との意思の共有が図られており、評価できる。

加入者の声を直接受け止めている支部と支部評議会との連携は、被保険者や事業主の当事者意識の醸成という面からも重要である。

④ 事業主との連携強化への取り組み

保健事業を進めていく上で事業主との連携強化を図ることはきわめて重要である。

平成 23 年度には、個別事業所単位の健診・医療費データを活用した「事業所健康度診断ツール」を全支部に提供し、その情報を活用して支部幹部を中心となり積極的な事業所訪問を実施した。健診・医療費データを活用して事業所にアプローチする試みは評価できる。

保健事業のみならず事業運営全般に関する事業主との連携強化は重要であり、加入者にメリットのある仕組み作りといった観点からの検討も加えつつ、引き続き事業主との連携強化に取り組まれたい。

全国健康保険協会の業績に関する評価（健康保険）

* 評価欄の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標をやや下回っている C：目標を概ね達成している D：目標を下回っている

1. サービス開発指標

① サービススタンダードの達成率

23年度目標指標		評価等	
<事業報告（概要）>	<ul style="list-style-type: none"> ・達成率：99.76% [22年度 95.56%] 4.2ポイント向上 ・全月100%達成の支部：19支部 [22年度 5支部] 14支部増加 	B	<p>健康保険給付の申請の受付から振込までの期間についてサービススタンダード（所要日数の目標）を10営業日に設定し、サービスの向上を図っている。</p> <p>23年度の達成率は99.76%、22年度と比較して4.2ポイント向上した。また、全月100%達成した支部は、23年度19支部となり、22年度と比較して14支部増加した。また、24年度において、初めて全支部が100%達成となった。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>健康保険給付については申請の受付から給付金の振込みまでの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実な実施に努めたか。</p>
<自己評価>	<p>23年度は99.76%となり、22年度から4.2ポイント上昇している。また、全月100%達成した支部は、23年度19支部となり、前年度比14支部増加となつた。</p> <p>なお達成率は、年々向上し、高水準を維持している。</p>	B	<p>○全月100%達成の支部が19に増加し、達成度が年々向上していることを評価する。審査の精度を確保しつつ、引き続き手続きの迅速化に努めるべきである。なお、達成していない支部の状況（達成できなかつた理由など）を確認する。</p> <p>○23年度は99.76%達成し、24年1月で100%達成したとのこと。数値目標は達成したが、これで今後も100%達成が継続するとは限らない。常時注意を怠る必要がある。</p> <p>○年々達成支部が増加しているが、継続して未達成となつてある支部を重点に指導促進が必要。</p> <p>○保険給付者からのリアクション（クレームとか要望など）集計し一層の徹底を計るべし。</p> <p>○ほぼ100%に達しており、高い評価に値する。今後も現在の水準を維持していくことを期待したい。</p> <p>○目標達成率100%に向かっての全支部の意欲ある取組方に對して評価する。</p> <p>○達成率は高い水準で向上している。</p>
<最終評価>			<p>○健康保険給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率については、99.76%であり、前年度と比較して4.2ボイント向上している。全月について目標（100%）を達成している支部は、前年度の5支部から19支部に増加した。</p> <p>○全体としては高い水準となっているが、目標を達成できなかつた支部については状況を把握し、指導を行うなど、引き続き目標達成へ向けて取り組まれたい。</p> <p>○審査の精度の確保についても留意されたい。</p>

② 健康保険給付の受付から振込までの
平均日数

<事業報告(概要)>

- ・受付から振込までの平均所要日数：7.81日【22年度8.20日】 0.39日短縮

健康保険給付の申請の受付から振込までの期間についてサービススタンダード（所要日数の目標）を10営業日に設定し、サービスの向上を図っている。

平均所要日数は、23年度7.81日となり、22年度と比較して0.39日短縮となった。目標指標の10営業日を大きく上回っている。

【評価の根拠】
健康保険給付については申請の受付から給付金の振込までの期間をサービススタンダードとして定め、その状況を適切に管理し、着実な実施に努めたか。

<自己評価>

23年度は7.81日となり、22年度8.20日から0.39日と短縮となつた。目標指標の10営業日以内というサービススタンダードを大きく上回つて達成し、さらに短縮した。今後も「正確」、「丁寧」を優先し、引き続き安定して着実な実施に努めたい。

<委員ご意見>

○平均所要日数を前年度よりさらに短縮したことと評価する。審査の精度を確保しつつ、引き続き、すべての支部でサービススタンダードを満たしていく必要がある。

○目標指標（10営業日以内）を大きく上回るとともに前年度実績を更に短縮しており高く評価できる。

○審査の精度を確保しつつ、引き続き高い目標達成の維持、向上に期待する。

○サービススタンダードを大きく上回つて達成したとしても、「不正確」であったり、「横柄」になつてはならない。

○引き続き平常の意識が必要である。

○目標指標を大きく上回るとともに前年度の実績をさらに短縮しており、当該業務への熱心な取り組みがうがわれる。

○厳しい条件下で目標値を上回っている事は高く評価する。

○日数は高水準でさらに短縮している。

<最終評価>

○健康保険給付の受付から振込までの日数は、7.81日であり、前年度と比較して0.39日改善している。

○目標指標（10営業日以内）を大きく上回る。

○審査の精度を確保しつつ、引き続き高い目標達成の維持、向上に期待する。

②保険証の交付	①資格情報の取得から保険証送付までの平均日数	2営業日以内	達成率100%	<事業報告（概要）>
				<p>○健康保険被保険者証の交付については、事業主から日本年金機構に届出された資格取得履歴等の届書入力による資格情報を基に作成し発行している。この資格情報は、日本年金機構が届書を入手した翌日午前中に協会けんぽでは、全ての支部において資格情報を取得した当日又は翌日に事業主へ送付している。平成23年度については、平成22年度に引き続き達成率100%となつた。</p> <p>○なお、平成23年度は事業主が日本年金機構に届け出でから健保険被保険者証発行までの平均処理日数は、繁忙期で5.8日、通常期で4.8日となつてある。</p> <p>○迅速な健康保険被保険者証の交付には、日本年金機構との連携が重要であることから、厚生労働省、日本年金機構との連携会議を活用するなど連携を図っている。</p>
<自己評価>				<p>【評価の視点】</p> <p>○保険証の交付については資格情報の取得から保険証送付までの期間に係る目標指標を定め、その状況を適切に管理し、着実な実施に努めたか。</p>
				<p>○平成23年度は、平成22年度に引き続き、全支部において目標である2日以内を達成しており、達成率は100%であった。</p> <p>○なお、平成23年度は事業主が日本年金機構に届け出でから健保険被保険者証発行までの平均処理日数は、繁忙期で5.8日、通常期で4.8日となつてある。</p> <p>○迅速な健康保険被保険者証の交付には、日本年金機構との連携が重要であることから、厚生労働省、日本年金機構との連携会議を活用するなど連携を図っている。</p>
<委員ご意見>				<p>A' <最終評価></p> <p>○資格情報の取得から保険証送付までの平均日数の目標の達成率については、平成22年に引き続き100%であり高く評価できる。年間の保険証作成枚数が865万枚に及ぶ中、目標2営業日以内を全部において達成している。</p> <p>○今後も日本年金機構と密接に連携し、保険証の送付までの平均日数を高い水準に維持することを期待する。</p> <p>○日本年金機構の入力に遅れが出れば、協会けんぽの手続もその分遅れることになる。したがって届け出書の入力一送信が今の一口である限り、2営業日以内の目標は妥当な目標である。</p> <p>○2年連続して全支部において100%の達成率となつたことは、高く評価できる。</p> <p>○協会けんぽは年金機構側もあまり健保側に対する協力姿勢が見られず、事業主側、協会側も相当苦労した様だが、達成率100%を維持したのは評価できる。</p> <p>○高水準である。</p>

① 越口サービス全体としての満足度

＜事業報告（概要）＞

(預定期數：8,297期 (※預定期數：8,100期))

加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善や向上を図るために、22年度に引き続き、23年度も「職員の応接態度」、「訪問目的の達成」、「待ち時間」、「施設の利用」等を含んだ「窓口サービス満足度調査」について、お寄せ満足度について、お寄せ満足度調査を実施した。これは、22年度の調査結果を踏まえ窓口サービスに対するお寄せ満足度向上のための検討を進めた結果である。

※各支部の「予定登録票数」は、支部の規模（加入者数）に応じて決定している。

卷之三

22年度の調査結果（満足度94.8%）を踏まえ、窓口サービスに関するお客様満足度向上のための様々な取り組みを実施した結果、22年度に比べ満足度が95.5%と0.7ポイント向上した。また、22年度に引き続き、異なるサービスの説明及び研修等について、窓口・電話対応に関する調査結果の向上を図るために、各支部において実施した。

今後もこの水準を維持・向上させたため、新たな取り組みや情報収集等の工夫により、更なるサービス改善等について検討してまいります。

▲

○窓口サービス全体としての満足度については、95.5%であり、前年度と比較して0.7ポイント増加している。高水準となっており高く評価できる。

○また、前年度の調査結果の説明と研修等を支部で実施（7支部）し、フィードバックしていることについても評価できる。

○継続的な研修の実施など、異なるサービスの改善、向上に期待する。

○アンケートの項目に工夫を加えるよう両なる努力を望む。

○お客様満足度が前年度よりさらには上昇したことを探査する。また、前年の調査結果の説明及び研修などを支部で実施するといったフィードバックを実施（7支部）してることを探査する。お客様満足度について、実施することが必要である。

○窓口サービス全体としての満足度が微増ではあったが向上したことを評価したい。

○窓口サービス全体としての満足度が上昇したことを探査する。また、前年の調査結果の説明及び研修などを支部で実施するといつたフィードバックを実施（7支部）してることを探査する。お客様満足度について、実施することが必要である。

○窓口サービス全体としての満足度について、前年と比較して0.7ポイント増加している。高水準となっており高く評価できる。

○また、前年度の調査結果の説明と研修等を支部で実施（7支部）し、フィードバックしていることについても評価できる。

○継続的な研修の実施など、異なるサービスの改善、向上に期待する。

○窓口サービスに対する利用者の満足度が95%を超えたということとは、高く評価できる。今後もマンネリズムに陥ることなく、利用者へのサービス向上に努めるごとを期待したい。

②職員の応接態度に対する満足度 【評価の根点】 教育研修の実施等を通じて、加入者の本位を図るとともに、お客様に対する接遇の向上を図ることとができる。 お客様満足度調査やニーズ等を踏まえ、おもてなしサービスの改善や向上に努めた。	平成22年度 の状況より 改善	<事業報告（概要）>												
		<p>・職員の応接態度に対する満足度：95.2% 【22年度94.9%】 0.3ポイント増加（向上）</p> <p>（調査票数：8,297票（※予定調査票数：8,100票））</p> <p>加入了お客様等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上を図るため、22年度に引き続き、23年度も24年1月30日～2月24日の期間、全支部の窓口に来訪されたお客様にアンケートに記入していただき手法で、窓口対応時、「あいさつ」、「言葉づかい」、「身だしなみ」、「説明のわかりやすさ」、「職員の専門的な知識」の6項目が「職員の応接態度に対する満足度」について、お客様満足度調査を実施した。</p> <p>23年度の調査では満足度95.2%であり、0.3ポイント増加（向上）した。これは、22年調査結果を踏まえ窓口応接態度に関するお客様満足度向上のための様々な取り組みを実施した結果である。</p> <p>※各支部の「予定調査票数」は、支部の規模（加入者数）に応じて決定している。</p> <table border="0"> <tr> <td>・100票：7支部</td> <td>（700票）</td> </tr> <tr> <td>・150票：27支部</td> <td>（4,050票）</td> </tr> <tr> <td>・200票：3支部</td> <td>（600票）</td> </tr> <tr> <td>・250票：5支部</td> <td>（1,250票）</td> </tr> <tr> <td>・300票：5支部</td> <td>（1,500票）</td> </tr> <tr> <td>・合計：</td> <td>47支部</td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>（8,100票）</td> </tr> </table>	・100票：7支部	（700票）	・150票：27支部	（4,050票）	・200票：3支部	（600票）	・250票：5支部	（1,250票）	・300票：5支部	（1,500票）	・合計：	47支部
・100票：7支部	（700票）													
・150票：27支部	（4,050票）													
・200票：3支部	（600票）													
・250票：5支部	（1,250票）													
・300票：5支部	（1,500票）													
・合計：	47支部													
・	（8,100票）													
<自己評価>	<最終評価>	A'												
22年度の調査結果（94.9%）を踏まえ、応接態度に関するお客様満足度向上のための様々な取り組みを実施した結果、昨年度に比べ満足度が95.2%と0.3ポイント改善した。	<p>○職員の応接態度に対する満足度に対する満足度においては、95.2%であり、前年度と比較して0.3ポイント増加している。高水準となっており評価できる。</p> <p>○職員への研修、毎週ミーティング等、前年度の調査結果をもとに更なる改善を図るために取り組みについても評価できる。</p> <p>○教育研修の効果がサービス向上に貢献している。</p> <p>○絶えざる教育研修と客の立場に立って対応する精神を徹底すべきです。</p> <p>○職員の応接態度が昨年度よりも向上し95%を超えたなどといふことは、職員への教育と職員の自覚のたまものどいえよう。保険料率の引き上げ等の影響で苦情等が多くなることも予想されるが、しっかりと対応を期待したい。</p> <p>○満足度はお客様各自の感じ方で変わるもので、数字だけで表す事は難しいものです。何よりも応対する本人自身が応答内容にどれだけの満足度を感じるかが問題である。</p> <p>○満足度は高水準であり、目標を大幅に上回っている。</p>													

1 22年度目標指標

評価等

③お客様満足度 訪問目的の達成度	平成22年度より の状況 改善	<事業報告（概要）>						
		<p>・訪問目的の達成度に対する満足度：95.5% 【22年度95.5%】</p> <p>(調査票数：8,297票 (※予定調査票数：8,100票))</p> <p>加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上を図るために、22年度に引き続き、23年度も24年1月30日～2月24日の期間、全支部の窓口に来訪されたお客様にアンケートに入り、窓口対応時にお客様のご用件を迅速に理解し適切な対応が実施できなかつたが、「訪問目的の達成度」の満足度について、お客様満足度調査を実施した。</p>						
		<p>【評価の視点】</p> <p>教育研修の実施等を通じて、加入者の満足度を図ることによる向上を図ることとするなど、お客様の満足度を高めることができるのか。 お客様満足度調査等を実施し、加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上に努めたか。</p>						
		<p>※各支部の「予定調査票数」は、支部の規模（加入者数）に応じて決定している。</p> <table> <tr> <td>・100票：7支部 (700票)</td> </tr> <tr> <td>・150票：27支部 (4,050票)</td> </tr> <tr> <td>・200票：3支部 (600票)</td> </tr> <tr> <td>・250票：5支部 (1,250票)</td> </tr> <tr> <td>・300票：5支部 (1,500票)</td> </tr> <tr> <td>・合計：47支部 (8,100票)</td> </tr> </table>	・100票：7支部 (700票)	・150票：27支部 (4,050票)	・200票：3支部 (600票)	・250票：5支部 (1,250票)	・300票：5支部 (1,500票)	・合計：47支部 (8,100票)
・100票：7支部 (700票)								
・150票：27支部 (4,050票)								
・200票：3支部 (600票)								
・250票：5支部 (1,250票)								
・300票：5支部 (1,500票)								
・合計：47支部 (8,100票)								
		<p><自己評価></p> <p>22年度の調査結果（満足度95.5%）を踏まえ、訪問目的の達成度に関するお客様満足度向上のための様々な取り組みを実施した結果、満足度が95.5%と昨年度と同等であった。</p> <p>22年度調査結果を踏まえ、以下の通り取り組みを行った。</p> <p>《主な取り組み事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪されるお客様の傾向を分析し、お客様のご要望に沿った対応方法等を職員で共有した。 ・調査結果を基に、さらにお客様満足度を向上させるための職員研修を実施した。 ・お客様対応に関する事例を職員で共有した。 						
		<p>B</p> <p><委員ご意見></p> <p>○訪問目的の達成度に対する満足度が高い水準で維持されていることから評価する。また、前年の調査結果をもとに、さらなる改善をはかるために、引き続き職員研修の実施の実施を行い、改善に取り組まなければ、継続的に職員への教育研修を実施することが必要である。</p> <p>○客が訪問してくるのは必ず目的があるから來るのであって100%達成すべきものである。</p> <p>○支部間でも格差があると思われる所以、その原因を明確にし、100%になるよう指導すべきである。</p> <p>○高く評価できる。来訪者の訪問目的に対応するには、それなりの専門知識と対応方法が必要であるが、そのための評価を示すものとして高く評価できる。</p> <p>○お客様との応対の際、一応マニュアル通りの行動が基本であると思うが、対人それぞれ異なった中で、適切且つ迅速に理解をしてもらう為には、協会職員は相当難しい中で努力していると考える。</p> <p>○満足度は高水準であり、目標を上回っている。</p>						
		<p><最終評価></p> <p>○訪問目的の満足度については95.5%であり、前年度の調査結果と同じであつた。引き続き職員研修の実施の実施を行い、改善に取り組まなければ、継続的に職員への教育研修を実施することが必要である。</p>						

(3) お電話満足度	平成22年度 の状況より 改善	<事業報告 (概要)>						
		<p>・窓口での待ち時間の満足度：92.3% [22年度91.6%] 0.7ポイント増加 (向上)</p> <p>(調査票数：8,297票 (※予定調査票数：8,100票))</p>						
		<p>加入者等の意見やニーズを適切に把握しサービスの改善や向上を図るために、22年度に引き続き、23年度も24年1月30日～2月24日の期間、企画部の窓口に来訪されたお客様にアンケートに記入していただく手法で、お客様が支部窓口に来訪されてから迅速に対応できなかつたが「待ち時間に対する満足度」の満足度について、お客様満足度調査を実施した。</p> <p>23年度の満足度調査は92.3%であり、22年度と比較して0.7ポイント増加 (向上) した。これは22年度の調査結果を踏まえ、待ち時間に関するお客様満足度向上のための様々な取り組みを実施した結果である。</p> <p>※各支部の「予定調査票数」は、支部の規模 (加入者数) に応じて決定している。</p> <table border="0"> <tr> <td>・100票 : 7支部 (700票)</td> </tr> <tr> <td>・150票 : 27支部 (4,050票)</td> </tr> <tr> <td>・200票 : 3支部 (600票)</td> </tr> <tr> <td>・250票 : 5支部 (1,250票)</td> </tr> <tr> <td>・300票 : 5支部 (1,500票)</td> </tr> <tr> <td>・合計 : 47支部 (8,100票)</td> </tr> </table>	・100票 : 7支部 (700票)	・150票 : 27支部 (4,050票)	・200票 : 3支部 (600票)	・250票 : 5支部 (1,250票)	・300票 : 5支部 (1,500票)	・合計 : 47支部 (8,100票)
・100票 : 7支部 (700票)								
・150票 : 27支部 (4,050票)								
・200票 : 3支部 (600票)								
・250票 : 5支部 (1,250票)								
・300票 : 5支部 (1,500票)								
・合計 : 47支部 (8,100票)								
		<p><自己評価></p> <p>22年度の調査結果 (満足度91.6%) を踏まえ、窓口での待ち時間の満足度が前年度よりも上がったことと評価する。また、お客様のご要望に対する理解力の向上および適切な説明方法と比較して0.7ポイント増加している。待ち時間の短縮化に向けたなどの研修を行なうなど、物理的な体制整備にとどまらず改善をはかるための取り組みを実施していることを評価する。取り組みの好事例については、支部間で共有化するなど、更なる取り組みの好事例についても評価する。</p> <p>○待ち時間の満足度で100%を期待すべきでない。100%達成のために、職員の大幅増員を計らねばならず経済性との兼ね合いでむしろ合理的でない。</p> <p>○満足度が微増したこととは、大きな成果であると思う。</p> <p>○待ち時間の短縮化に向けた取り組みが効果を上げていることを示すものであり、高い評価に値する。</p> <p>○お客様の性質性格にもよるが、満足度を100%得るというものは不可能であろう。然し全職員が1ポイントでも向上させようという気持ちを失うことのないよう頑張つてもいいたい。</p> <p>○満足度は高水準でさらに上昇しており、目標を大幅に上回っている。</p>						

1 23年度目標指標

(3) お客様満足度 施設の利用の満足度	平成22年度 状況より 改善	<事業報告(概要)>	
		<p>・施設の利用の満足度：82.2% 【22年度82.1%】 1.1ポイント増加（向上）</p> <p>(賛否票数：8,297票 (※予定開票票数：8,100票))</p>	
		<p>【評価の視点】</p> <p>教員研修の実施等を通じて、加入者本位の理念に基づくことともに、お客様に対する接遇を図ることによる満足度を高め、お客様に対する満足度を向上するこことを図るなど、お客様等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善や向上に努めた。</p> <p>【評価の視点】</p> <p>教員研修の実施等を通じて、加入者本位の理念に基づくことともに、お客様に対する接遇を図ることによる満足度を高め、お客様等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善や向上に努めた。</p>	<p>・加入者等の意見やニーズを適切に把握し、サービスの改善や向上を図るために、22年度に引き続き、23年度も24年1月30日～2月24日の期間、全支部の窓口に来訪されたお客様にアンケートに記入していく手順で、支部窓口の「施設内の案内表示のわかりやすさ」、「プライバシーへの配慮」、「待ち合いスペース」、「満足度が低いのは、テナントビルに入居していることで、様々な制約がかかる中で、前年度と比較して1.1ポイント増加（向上）した。22年度の調査結果を踏まえ、待ち時間に関するお客様満足度向上のための様々な取り組みを実施した結果である。</p> <p>※各支部の「予定開票票数」は、支部の規模（加入者数）に応じて決定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100票：7支部 (700票) ・150票：27支部 (4,050票) ・200票：3支部 (600票) ・250票：5支部 (1,250票) ・300票：5支部 (1,500票) ・合計：47支部 (8,100票)
		<p><自己評価></p> <p>22年度の調査結果（満足度82.1%）を踏まえ、施設利用に関するお客様満足度向上のための様々な取り組みを実施した結果、昨年度に比べ満足度が83.2%と1.1ポイント向上した。</p> <p>22年度調査結果を踏まえ、以下の通り取り組みを行った。</p> <p>《主な取り組み事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待合いスペースの拡充及びプライバシーを配慮した相談窓口に変更した。 ・八居ビル内に案内看板の設置及びエレベータ指定回数帽に協会けんぽの表示をした。 ・待合いスペース及び相談窓口の整理整頓の徹底を図り、環境美化に努めた。 	<p><委員ご意見></p> <p>22年度の調査結果（満足度82.1%）を踏まえ、施設利用に関するお客様満足度向上のための様々な取り組みを実施した結果、昨年度に比べ満足度が83.2%と1.1ポイント向上した。</p> <p>22年度調査結果を踏まえ、以下の通り取り組みを行った。</p> <p>《主な取り組み事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・待合いスペースの拡充及びプライバシーを配慮した相談窓口に変更した。 ・八居ビル内に案内看板の設置及びエレベータ指定回数帽に協会けんぽの表示をした。 ・待合いスペース及び相談窓口の整理整頓の徹底を図り、環境美化に努めた。 <p><最終評価></p> <p>○施設の利用の満足度については83.2%であり、前年度と比較して1.1ポイント増加している。</p> <p>○しかしながら満足度83.2%と低い水準にとどまっているなど施設利用の満足度毎の分析を行い、支部別に検討を加えるなど向上に取り組まれたい。</p> <p>○施設利用の満足度はもつと向上するよう努力するべきである。</p> <p>○4項目ごとの分析をし又、支部別に検討を加えるべきである。</p> <p>○待合いスペースは単に広ければ良いではなく、椅子の配置や新設等への配慮が大きく変動する。</p> <p>○高ポイントの支部についての原因分析が必要。</p> <p>○他の項目にして満足度が低いために留意しなければならないが、テナントビル等の諸条件を考慮すると、1.1%とわずかではあるが向上したこととは目標を達成したという点で評価に値しよう。</p> <p>○全国の施設内容が異なる中で利用満足度を上げる難しさがあると想われるが、お客様に現存の中で如何に満足をしてもらうか議論ある態度を持ち続けることが大切。</p> <p>○満足度は上昇しており、目標を上回っている。</p>

1 23年度目標指標

評価等

① 特定健診実施率		<事業報告（概要）>		<自己評価>		<委員ご意見>		<最終評価>	
被保険者 47.5%	被扶養者 62.5%	<p>・被保険者実施率 42.7%（対前年度実施率1.8%増、実施者数5,9%増） ・被扶養者実施率 13.8%（対前年度実施率0.7%増、実施者数4.5%増）</p> <p>【被保険者】 平成23年度の40歳以上の受診率は42.7%で、対前年度1.8%の増、実施者数で271,741人（5.9%）の増加となった。目標には達しなかったものの、東日本大震災による影響があつた宮城支都、福島支都を除き45支都で前年度実績を上回った。平成23年度の取組みとしては、①受診者の要入れ体制の拡大及び利便性向上を図るため、乳がん検診等の委託先の確保が困難な健診機関との契約も認めるなど選定基準の緩和を図り、健診機関を実施した。</p> <p>②健診料率に対するアプロードサービスを導入し更なる負担の軽減を図った。</p> <p>③受診券申込手数料を可能とするアプロードサービスを取り入れた。また、平成24年度に向けてインターネットを利用した申込手数料の負担軽減を図った。</p> <p>【被扶養者】 年度の受診率は、平成23年度の40歳以上の受診率は、13.8%で、対前年度0.7%の増、実施者数で24,199人（4.5%）の増加となつた。目標を大幅に下回る結果となった。平成23年度の取組みとしては、①受診券提出を省略し、直接事業主に受診券を送付する方式を取り入れた。また、受診券を自宅（被保険者宅）に直接送付した。②受診券申込手数料で受診券申請書の提出を省略し、直接事業主に受診券を送付した。（現在、その結果については検証中である。）③都道府県・市町村、他の保険者と連携し、加入者に対する同時受診が可能な健診機関との連携推進の参考とした。更に、市町村と一括して受診券に取組むバイロット事業を実施し、他支部での市町村との連携を図った。また、支部の好評を博す了。 ④平成24年度は、情報共有指板に随時追加掲載し、年次にターゲットとして、肌年齢測定等を組み合わせた集団健診を実施し、無闇心層への意識啓発を図ることとした。</p>	<p>【評価の根拠】 適切な広報等とともに、引き続いだり交換券による受診券を発行する、市町村が行うがん検査との連携を進めることで、加入者への定着を促進を図ることで、特定健診査の実施率を図ることで、特ができたか。</p>	<p>【被保険者の健診実施率について】 健診機関への委託による受診勧奨や事業所の申込み手続きの負担軽減、また、健診機関の選定基準の緩和等により、著る実施率の拡大を図るなどにより、目標には達成していないものの、着実に目標に近づいており引き続き取組みを進めて行く。</p>	<p>【被扶養者の目標値について】 老人基本健診の実施率が約44%であったことや被保険者もその後は毎年、5%の増加を予想して設定されたことから同様である。そのため実態と大きくな離れた値となつてゐる。平成23年度の予算上の実施率平成22年度の予算と同様である。（24年度は、事業計画上も予算と目標として設定している）</p>	<p>【被扶養者の目標値について】 平成17年度の市町村が実施する老人基本健診の実施率が約44%であったことから同様である。そのため実態と大きくな離れた値となつてゐる。平成23年度の予算上の実施率平成22年度の予算と同様である。（24年度は、事業計画上も予算と目標として設定している）</p>	<p>【被扶養者の目標値について】 平成17年度の市町村が実施する老人基本健診の実施率が約44%であったことから同様である。そのため実態と大きくな離れた値となつてゐる。平成23年度の予算上の実施率平成22年度の予算と同様である。（24年度は、事業計画上も予算と目標として設定している）</p>	<p>○被保険者の特定健診実施率は42.7%であり、前年度から1.8%向上しているものの目標実施率47.5%には達しなかった。</p> <p>○被扶養者の特定健診実施率は13.8%であり、前年度から0.7%向上しているものの、予算上の目標実施率27.8%と比較しても大幅に下回っている。</p> <p>○事業所における申込み手続き負担軽減のため健診対象者データをダウンドロードできるサービスの実施、選定基準の緩和による健診機関数の拡大など、実施率向上の取り組みについて一定の評価はできるが全体として厳しい評価とせざるを得ない。</p> <p>○モデル事業・パイロット事業の成果の検証、不定期の健診受診者についての分析などにより、あらゆる施策を検討し、実施率の着実な向上に取り組む必要がある。</p> <p>○事業所における申込み手続き負担軽減のため健診対象者データをダウンドロードできるサービスの実施、選定基準の緩和による健診機関数の拡大など、実施率向上の取り組みについて一定の評価はできるが全体として厳しい評価とせざるを得ない。</p> <p>○モデル事業・パイロット事業の成果の検証、不定期の健診受診者についての分析などにより、あらゆる施策を検討し、実施率の着実な向上に取り組む必要がある。</p> <p>○事業主は産業医契約をしている企業または会員は強制又は自発的に特定健診を受けることを義務づけています。事業主側もあらゆる機会での健診実施促進を協議の下努力します。</p> <p>○事業主は産業医契約をしている企業または会員は強制又は自発的に特定健診を受けることを義務づけています。事業主側もあらゆる機会での健診実施促進を協議の下努力します。</p> <p>○今後はそれに加えて、協会管轄に多いことが想定される不定期の健診受診者（国保では被保険者の約4割が該当）に対して、継続して受診を促す施策が重要と考えられる。</p>	
被保険者 47.5%	被扶養者 62.5%								

① 健康診断データの取扱率 (2) 健康診断の取扱率	20% (確保管理者)	<事業報告(概要)>	
		・取得率 2.2% (対前年度取得率1.0%増、取得件数88.4%の増)	平成23年度の事業者健診データの取得率は、2.2%となり、平成22年度の増加数103,444件を上回る115,783件の増加を図った。
事業所に対する意識啓発及び特定健診との共通検査データを保険者として取得する方法を工夫するなどにより、特定健診実施率の到達に努めたか。		<自己評価>	<p>【評価の視点】</p> <p>事業所に対する意識啓発及び特定健診との共通検査データを保険者として取得する方法を工夫するなどにより、特定健診実施率の到達に努めたか。</p> <p>○平成23年度の取得率は目標の20%を大きく下回っているが、平成21年度から取得に取組み、事業所への積極的な勧奨により大幅な取得件数の増を図つてきていると考える。</p> <p>○しかししながら、全体の取得対象件数からするとまだまだ不十分であり、平成24年5月に厚生労省より発出された「事業者団体及び地方労働局長に対する保険者への協力依頼の行政通知」を活用することによる事務所への勧奨効果が上がり、異なる取得件数の増に繋がる期待している。引き続き、健診機関へのデータ取得勧奨の委託や支部幹部を中心とした積極的な事業所訪問等により更なる取得率の向上を図つていただきたい。</p> <p>(参考) 行政通知</p> <p>○平成24年5月9日厚生労働省労働基準局長通知</p> <p>○事業者団体及び関連団体に対し、医療保険者から健診実施率の記録の写しの提出を求められた場合は提供しなければならないこと、また、その場合は、個人情報保護法に抵触するものではない旨を通知</p> <p>○平成24年5月9日厚生労働省労働基準局長通知</p> <p>○事業者団体及び地方労働局長に対する保険者への周知や内容の説明など、次年度からの取扱いを通知する旨を通知</p>
		<委員ご意見>	<p>○データ取得の増加件数が前年度を大幅に上回っていることは評価する。しかしデータ取得率は依然として目標を大幅に下回っている。厚生労働省より発出された行政通知を上手に活用する必要がある。</p> <p>○「事業所健康診断」などのハイロット事業の実施結果を確認したい。</p> <p>○目標値に対して実施率が大まじめである。どこに問題があるのかを改善策を検討していく様子は見えるが、第三者機関に調査を依頼するのも一考である。</p> <p>○24年5月の行政通知がどの程度効果が出るのか見極めたい。</p> <p>○前の項目と同様に、前年度実績を上回り、とくに取得件数が大幅に伸びたことは評価できるが、目標値に及ばないかたことに、厚労省からより行政通知により取得率の算出ができるが、目標値に及ばないかたことに、厚労省からより行政通知により取得率の算出ができる。しかし評価する。重要な事業だけに着実に取得率を上げていくことを期待したい。</p> <p>○協会が運営化した事により事業所(主)も健診は行っていても結果データの申告を怠りになっていた事は事業です。特に中小零細企業は事業である。工農団体、法人会、商工会議所、産業団体等に働きかけ提出義務を徹底するよう懇切丁寧に指導、教育を相互に行なうことにしましよう。</p> <p>○取扱率にはまだ反映されていないものの、協会健保の各種取り組みは一定の評価ができる。</p> <p>○また、事業者団体及び地方労働局長に対する保険者への強制的な対応を示す方針などを通知</p>
		<最終評価>	<p>D</p> <p>○事業者健診データの取扱いを実施するにあたり、事業所訪問による勧奨を実施する。 ①支部幹部を中心とした事業所訪問による勧奨を実施。 ②データを提供いただいた場合に支払うデータ生成手数料について、平成24年度から引上げることとした。</p> <p>③非効率のため原則認められないが、H1c検査を行う取扱いを24年度から導入することとした。 ※労働安全衛生法による事業者健診での血糖検査は、臨時血糖検査でも良いとされているため、特定健診のデータとして取得することができる。 ※臨時血糖検査とは、過去1~2ヶ月の血糖状況を測定したもの。 ⑤全国企画・実務者研修において、支新の好取組みの紹介や意見交換の場を設け、支部での取組みを全支部で共有し実施率の底上げに努めた。また、支部の好取組みを全支部で掲載し各支部で掲載の参考としている。</p> <p>○取得件数が246,807件、88.4%増加したことについては一定の評価ができるものの厳しい評価とさせてもらいたい。</p> <p>○平成24年5月9日付けの行政通知の活用による事業所への勧奨・積極的な事業所訪問などにより取得率の着実な向上に取り組む必要がある。</p>

23年度目標指標

卷之三

① メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率
平成22年度の状況より改善

【評価の視点】
保健指導や生活習慣の改善が継続されたよう、事業の実施方法を工夫されたか。

<自己評価>

- ・メタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少するため多角的に取り組んだ。
- ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、検査項目の改善率、生活習慣の改善率には大きな変化は見られない。
- ・健診受診者、508万人に対し、特定保健指導の対象者が、106万人、特定保健指導者は92,564人（8.6%）実施したが、これは健診受診者全員を対象とする1.8%に過ぎない。
- ・メタボリックシンドロームに対するボビュレーションアプローチを併せて実施することが必要だと考えている。
- ・重症化予防対策として、メタボ該当者・予備群のうち、治療が必要な者に対する受診勧奨にハイロット事業として取り組んだ。
- ・ボビュレーションアプローチとして職場の健康づくりに取り組んでいる。
- ・23年度は保健指導の質の向上を図るために、保健指導のスキルアップと企画・評価に関する研修を行った。

<事業報告（概要）>

別紙のとおり

<委員ご意見>

- 特定保健指導の実績には事業主の理解が重要であることから、事業主団体への働きかけに、事業主団体へのボビュレーションアプローチも必要である。
- 保健指導の質の向上をはかるための研修を実施したことを評価する。
- メタボリックシンドロームの対策が一定でないもので、ある程度の効果をもたらせる人物についての半年に亘る追跡調査も実施すべきであろう。
- 開業医の事業説明会ボビュレーションアプローチも実施しその傾向を把握すべきです。
- メタボ該当者及び予備群の増加は、根本的検討が必要ではないでしょうか。
- メタボリックシンドロームの該当者および予備群の減少率は、わずかながら増大しており、目標は達成したといふべきである。（しかしながら、各検査項目別の改善状況は、大きくなじみられないことに留意する必要がある。）そうしたなかで、支那の県独自としてボビュレーションアプローチを推進していることや、重症化予防のためのハイロット事業など、積極的な取り組みを推進していること高く評価できる。
- しっかりと企画・計画と実績を維持したいと云う願いは誰も持っていますが、実効力と持続性はお渡し下さる指導者の結果に左右されるところも大だと思います。
- メタボ該当者が減少に転じていない段階では、一層のハイリスク者の改善よりも被保険者全体での悪化を抑えることが重要である。
- 特定保健指導不参加者や対象者を含めたボビュレーションアプローチを既に検討している点は評価できる。
- 今後は飲食習慣の構造的な改善を図り、骨密度の実績となる自己の開始結果を理解させる仕組みづくり（本部）と、事業主および実施（支那）の総合せが重要なと考られる。
- 専門職（飲食指導師）に対する研修には、今後は支那における保健事業の確立立てが重要なことこれから、質を高めるノウハウの標準化と同時に企画力の向上が大切である。

<事業報告(概要)>

- ①メタボリックシンдромの該当者及び予備群は平成22年度は13.2%、平成23年度は13.4%となり、0.2ポイント増加となった。
- ②生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の改善状況(対22年度)「要治療・要精密検査」の者が、血压-0.1ポイント、脂質-0.5ポイント、血糖-0.3ポイントと減少している。

○生活習慣病予防健診検査項目別指導区分の改善状況(対22年度)

	異常を認めず	要注意	要治療・精密検査
血压	-0.4ポイント	0.2ポイント	-0.1ポイント
脂質	-0.6ポイント	0.7ポイント	-0.5ポイント
肝機能	-0.4ポイント	0.15ポイント	0.3ポイント
血糖	-0.1ポイント	0.35ポイント	-0.3ポイント
尿酸	0.1ポイント	-0.15ポイント	-0.15ポイント
血液	-0.2ポイント	0.25ポイント	0.15ポイント

③生活習慣に関する問診に「はい」と答えた者の割合の減少率(対22年度)

- a) 喫煙している者 -1.2ポイント
- b) 1日1時間以上歩行または同等の身体活動をしている者 +0.1ポイント
- c) 食べる速度が速い者 +0.2ポイント
- d) 毎日飲酒する者 -0.4ポイント
- e) 1日当たりの飲酒量が2杯以上の者 -0.02ポイント

<具体的な取り組み事項>

メタボリックシンдромの該当者及び予備群を減少するため、保健指導の質の向上を図ると共にパイロット事業として重症化予防対策に取り組んだ。

また、支部の独自事業としてボビュレーションアプローチを推進している。

1. 保健指導の質の向上
【改善計画の例】

北海道支部：保健師へのヒアリングと対象者への満足度調査を行う。

山形支部：保健指導のモチベーションをアップするために電話連絡マニュアルを作成する。保健師間の情報共有の仕組みや媒体の共有を進めている。

兵庫支部：初回支援で脱落を防ぐために、初回支援方法の標準化を作成する。また、進捗管理を徹底するためにツールを見直していく。

鹿児島支部：困難事例や脱落事例を共有し、保健指導スキルの蓄積を行っている。

○保健指導技術について集中的に研修し、24年度の支部内研修会で継続してスキルアップを図ることとしている。

○また、データの活用を進め、保健指導の評価とデータ分析について研修を行った。

○23年度は日本産業衛生学会や日本公衆衛生学会で保健指導の効果分析結果の発表をしている。

2. 重症化予防
メタボリックシンдром該当者及び予備群のうち、要受診判定を受けながら受診していない者に対して積極的に受診を促し、重症化を予防することを目的に福岡支部でパイロット事業に取り組んだ。受診勧奨の結果、勧奨対象者の10%が通院を開始した。効果がみられたため、今後、全国展開することとしている。

3. ボビュレーションアプローチ
- 加入者の健康づくりを進めるためにはハイリスクアプローチとがビュレーションアプローチを併せて行う事が必要と言われている。保健師が訪問をした事業所や健康保険委員に対しても健康づくりに取り組む重要性や具体的なプランを紹介し、事業所で決めた取組目標を実践している。23年度は130社が参加した。

1 23年度目標指標

評価等

<事業報告（概要）>
(4) ①にまとめて記載

**②メタボリックシンドローム診断基準
項目別該当者率**
平成22年度
の状況より
改善

【評価の視点】
保健指導や生活習慣の改善が達成
されるよう、事業の実施方法を工夫
したか。

<自己評価>

(4) ①にまとめて記載

<委員ご意見>

- (4) ①にまとめて記載
- 特定保健指導の実施には事業主の理解が重要であることから、事業主へのがん検査の実施に取り組むべきである。特定保健指導以外の団体へのポビュレーションアプローチも必要である。
 - 協会けんぼの場合、健診受診者が毎年変わることで、検査項目別の割合が毎年変わることがあることから、検査項目別の状況は中期的に想定されることがあるなどから、検査項目別の状況は中期的に想定される必要があるものと考えられ、継続的な取り組みが必要。
 - 生活習慣に対する改善はほどんど表れていない。
 - 健保指導員の養成や根本的改善に何が必要か事業主を交えて十分研究し実施すべきである。
 - メタボリックシンドローム診断基準項目別該当者率は、前年度に比べて大きな変化なく、面談者数が増加していることともあり、正確な評価は難しい。
 - 協会健保の場合、健診受診者が毎年変わることで、検査項目別の割合が毎年変わることで、検査項目別の状況は中期的に捉える必要がある。
 - 上記の割合条件下で対22年度を捉えた場合、尿酸を除き、いずれの項目も「要注意・経過観察」が増え、「異常を認めず」が減少している傾向は次年度以降も注目したい。

<最終評価>

C

| 23年度目標指標

評価等

③ 生活習慣の改善状況 平成22年度 の状況より 改鑑	<事業報告（概要）> (4) ①にまとめて記載	<p>【評価の指点】 保健指導や生活習慣の改善が継続されるよう、事業の実施方法を工夫したか。</p>	<p>C</p> <p><自己評価></p> <p>(4) ①にまとめて記載</p>	<p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定保健指導の実施には事業主の理解が重要であることから、事業主団体への働きかけにいっそ取り組むべきである。特定保健指導以外の者へのボビュレーションアプローチも必要である。 ○保健指導の質の向上をはかるための研修を実施したことと評価する。 ○生活習慣の改善は簡単ではない。 ○事業主と禁煙について徹底するためのインセンティブの実施等職場に入って指導するなど強力な体制作りが必要。 ○前項目と同様、面談者数が増加しているため、前年度との比較は難しいが、がんばら減少していることなどを効果を認めることができよう。保健指導への取り組みが強化されていることも評価できる。 ○個人層への考え方もあるが、1人1人の生活習慣を作成してやれるくらい細かなどこまで指導してやれることが大切であり、その為には何をさせるのか、また支援出来るかを明確に理解しあえるように。 ○協会健保の場合、健診受診者が毎年変わる割合が高いことが想定され、生活習慣の状況の推移は中期的に捉える必要がある。 ○上記の制約条件下で対22年度を捉えた場合、それぞれの項目が改善傾向に推移している。
	<最終評価>			<p><最終評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活習慣の改善状況は、喫煙については1.2ポイントの減、1日時間以上の歩行または同等の身体活動については0.1ポイントの増、食べる速度が早い者は0.2ポイントの増、毎日飲酒する人は0.4ポイントの減、1日当たりの飲酒量が2杯以上の方は0.02ポイントの減であった。 ○検査項目別の状況の推移は中長期的にとらえる必要があるものと考えられ、継続的な取組みが必要。

①被保険者1人当たりの内容点検結果
（自己評価）

平成22年版
を上回る

・被保険者1人当たり効果額：1,079円【前年度 872円】約24%上回る

【評価の視点】
システムにより点検できるレセプト（診療報酬明細書）の範囲や項目を大幅に拡充し、各支給の点検効率向上に向けた改善、査定事例の共通化、自動点検機能の効率的活用、研究、点検員の研修の充実、より多くの点検業務を引上げることができる。

②事業報告（概要）>

- レセプトは、社会保険診療報酬支払基金で審査されているが、支払基金において審査されていない事項等については協会においても保険者として点検を行い、医療費の適正化を進めている。
- 「特定器材と疾患」「特定器材と診療行為」等、医療のあるレセプトを自動的に抽出する精度を上げるなど、システムを活用した効率的な点検業務を重点的に実施した。（再審査請求件数：前年度比27.5%アップ）
- 平成23年度は、各支部において内容点検効率額の具体的な数量目標（チームマネジメント制）を構築して業務を行った。
- 点検情報の共有化や点検技術の全国的な底上げを図るため、点検効率向上会議、スキルアップ研修、協会LANを活用した事例検討（Q&A）を実施した。
- 点検業務のレベルアップ、競争性の確保の観点から、内容点検の一部外注化を実施し点検業務の拡充を図った。

＜自己評価＞

- 平成23年度は、22年度に引き続き「効果向上化計画」の実施により、①再審査請求率の向上、②レセプト1件当たり収金額の向上、③収益改善に向けた検討サイクルの確立、を推進し、全国的なレベルアップが図られ、効果額の支部間差も縮小した（10倍→5倍）。また、点検員の実績評価により、業務意欲が向上し点検効率額アップに寄与した。
- 平成23年度の被保険者1人当たり内容点検効率額は、1,079円で平成22年度実績872円を20円（約24%）大きく上回り過去最高であった。
- 平成23年度の内容点検により得られた財政的な効果は、210億円余りとなり、平成24年度についても引き継ぎ「効果向上化計画」を実施することとした。

＜最終評価＞

- 被保険者1人当たりの内容点検効率額は1,079円であり、前年度と比較して207円、約24%増加している。
- 協会けんぽ全体としての取り組みを積極的に進め、支部間の格差や情報共有化などの取り組みを積極的に進めることによる取り組みなどにより、効果額が前年度と比較し大きめ増加したこと、更に効果額の支部間格差が10倍から5倍に縮小したことには高く評価できる。
- 引き続き支部間格差の解消に向けて、情報共有化などの積極的な取り組みを期待する。
- 効果額は目標を約24%も上回り、全国的にレベルアップがはかられたことを評価する。
- 引き続き、支部間の格差、情報共有化などの取り組みを積極的に進めることによる取り組みと、その目的が点検業務のレベルアップの実現やすべての認識を忘れてはならない。安易な外注化により点検技術の普及が進まないよう注意すべきである。
- 社会保険診療報酬支払基金で審査された事項が全体の何%を占めているのか分りませんが、協会でのレセプト審査は厳格にすべきである。
- ITシステムで点検できるということは、誤請求とか不正確請求とか過大請求の事務者ごとに各個人の傾向も早期に把握できることである。
- レセプト点検に対する積極的な取り組みと、その結果として効果額が過去最高を示したことには高く評価できる。また、各支部において、点検情報の共有化や点検技術の向上を図るなどの対応策により、点検効率の支部間格差が10倍から5倍に縮小したことにも評価に値する。
- 点検内容については、点検員の技術が左右される。点検技術や査定事例の重要取り組みが重要
- 支部間格差の縮小も含めて、取り組みが効果につながっていることがうかがえる。

1 23年度目標指標

評価等

② ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)	平成23年度までに30%以上	<事業報告（概要）>	B*
		<p>平成23年度の使用割合実績値23.4%（平成21年度18.3%、平成22年度22.4%、※各年度平均の実績値）</p> <p>○ジェネリック医薬品経済額通知については、21年度から全国の支部で実施し、1ヶ月あたり約5億8,000万円、単純に1年間に推計すると年間約70億円程度の財政効果があつた。22年度においては、1ヶ月あたり約4,000万円、年間額を推計すると前記約70億円とは別に年間約6.8億円程度の財政効果があつた。</p> <p>○23年度においては、1ヶ月に切り替えて約1ヶ月（全部または一部）に対しても、年度内に2回目の通知を取り入れ、1回目通知は全支部、2回目通知は22支部で実施した。財政効果月にかけて約84万通を送付した。なお、1回目通知は24年2月から3月にかけて約51万通を送付した。</p> <p>○23年度には、「希望カード」「希望シール」に加えて「使用促進チラシ」（約21万部）を作成し、健康保険証交付時に同封したり支部窓口等で配布を行つた。</p> <p>○23年度には「健康新聞組合連合会との共催により「ジェネリック医薬品の使用促進」を大阪で開催し、各保健省や加入者に向け、協会としての使用促進の取組みについて情報発信を行つた。</p> <p>○全国33都道府県（国の委託事業以外の2つを含む）に設置されている後発医薬品使用促進協議会には、24年3月現在、協会から20支部が参加しており、22年10月時点の11支部から増加している。</p>	
<自己評価>	<p>平成23年度の実績値は23.4%で、22年度の実績値（22.6%）を上回ったものの、設定された23年度目標指標の値（26%）には及ばなかった。ただし、24年度4月以降、後発医薬品割合（数量ベース）の算出から、生産及び調剤外にしており、このことによる4月のジェネリック割合への影響は、+2.3%ポイントとなり、目標指標が想定される場合、23年度の実績値は25.7%となり、ほぼ目標値に近い値となる。</p> <p>・経済額通知事業の財政効果額については、22年度年間推計額16.8億円に対して、23年度年間推計額39億円となり、前年度を上回った。</p> <p>・23年度は、従来の「希望カード」「希望シール」に加えて、新たな広報媒体として「使用促進チラシ」を約21万部作成し、支部を通じて加入者に配布した。</p> <p>・都道府県に設置されている後発医薬品使用促進協議会に参加している支部は、22年度の11支部から23年度は20支部になり、9支部増加した。</p>	<委員ご意見>	<p>○使用割合実績値が前年度よりも向上したことには評価できる。また、厚生労働省保険局調査課「平成23年10月 質問医療費におけるジェネリック医薬品の使用状況の調査結果」によれば、協会がんばるのジェネリック医薬品使用割合は他の制度と同程度あるいは他の制度と同程度であるといふべきである。</p> <p>○目標達成には運しなかったもの暫時増加しており、ジェネリック促進ツールの更なる開発が望まれる。</p> <p>○都道府県に設置された後発医薬品使用促進協議会に、半数以上の支部が参加していないようだが、未参加の理由を明らかにし全支部参加を促進すべきである。</p> <p>○協会の医薬品経済努力をその実績数字から認める。然し医療費の国民全体は約兆4千億円と毎年上昇しており、その取り組みが効果を上げていることがわかる。後発医薬品使用促進協議会に参加する支部が大きく増えていることなどから、24年度までに30%以上という目標が達成されることが期待できる。</p> <p>○取り組みの実効果がうかがえる。</p>
		<最終評価>	

1 23年度目標指標
(3)加入者・事業主への広報

① メールマガジンの運営件数
平成22年版
を10回以上回る

【評価の視点】
加入者及び事業主に対する情報提供や広報について、ホームページなどの定期的なお知らせを行うとともに、メールマガジンや携帯サイトを利用し、加入者の拡大と同時に、都道府県、市町村、関係団体との連携による広報、事業、テレビ・ラジオ、新聞・雑誌などメディアへの発信力を強化することなどが会員をはじめとする会員を聞く取組みを進め、これらの方々の意見を踏まえ、創意工夫を活かし、わかりやすく迅速に加入者・事業主に書く広報を行ったか。

<事業報告(概要)>

会員数 53,085人 (23年度末時点)

*22年度会員数40,384件

○加入者に役立つ情報を各支部から直接加入者に届けるメールマガジンは、23年度初めは導入支部37支部であったが、23年度末時点では47支部（全支部）で実施された。○配信状況は、各支部月1回又は2回配信を行い、制度改正や保険料率改定などのタイムリーな情報については、臨時号として随時配信を行った。
○加入者の視点で迷んでいただけのメールマガジンとすることで、健康のための料理レシピや病気に関する知識の解説など、医療と健康に関する情報を掲載した。
○都道府県や市町村が主催している保健事業のイベント（ウォーキング活動など）を、メールマガジンに積極的に取り入れ、行った。
○アンケート機能の利用により、加入者の意見を伺うことが可能となり、加入者の意見を今後の広報の方法や内容改善に反映した。
○その他、從来から継続して、日本年金機構の協力のもと、事業所に送付する保険料の納入告知書に支部ごとに協会けんぽのお知らせを同封し、定期的な情報提供を行っている。
○協会の事業やサービスの充実に役立つたほか、加入者の視点に立った広報を進めため、加入者の中から公募した約140名の方を協会けんぽモニターに委嘱し、
○各支部では医療費や健康保険料の対話セミナーを実施した。
○各支部では自治体や関係団体と連携し、健康保険料の対話セミナーを通じて加入者の皆様と直接対話する機会を設け、社会保険・税一体改革の関係では5つ
○の支部において、内閣府・厚生労働省から担当者を招き対話集会を開催した。
○24年度保険料率引上げについては、22年度から33年連続となることだから、厳しい経営環境の中で保険料率に関する加入者の皆様の理解を深め、さらには医療保険制度全体の枠組みについて政府や国民全体の意識に発信するような周知広報に努め、「一緒に考えたい、これからも健康保険」をキャッチコピーに、メールマガジンをはじめとする各種広報媒体を通して共通のメッセージを発信した。

<自己評価>

・22年度会員数（40,384件）から23年度会員数（53,085件）の12,01件増加となり、22年度を約31%と大きく上回り目標を達成した。
・また、実施支部数においても23年度初めは37支部であったが、どの支部の加入者へもきめ細やかな情報提供をするため、全支部にて実施する導入しようど取り組んだ結果、23年度末には全支部にて実施することができた。

<最終評価>

○メールマガジンの登録件数は53,085件となり、前年度と比較して12,701件、約31%上回り、各支部における取り組みの効果が認められる。
○更なるインターネットメディアの活用について、色々な面で効果が得られるような情報をより多く発信していただきたい。
○メールマガジンをあらゆる情報の媒体として活用することを促進していくことを望む。

○登録件数が前年度登録使用者31%増と、目標値を大きく上回ったことは高く評価できる。
○さらなるインターネットメディアの活用について、検討を進める必要がある。
○メールマガジンの登録件数が大きく伸びたことは、色々な面で効果が得られるので評価したい。
○メールマガジンをあらゆる情報の媒体として活用することを促進していくことを望む。
○常に更新し常に身近に感じる情報媒体に成長させることを望む。

○次回版として、広報、健康意識の啓発といったそれぞれの目的に応じたメールマガジン企画に取り組むことを期待したい。

B

○メールマガジンの登録件数は53,085件となり、前年度と比較して12,701件、約31%上回り、各支部における取り組みの効果が認められる。
○メールマガジンの登録件数は開設者の努力で広範囲に情報提供は成されてきている事は結構なこと。薬が出、治療技術が向上すると同時に医療費全般が高くなる事はある程度やむを得ないのがもしそういふ事は、いろいろな方法により行政及び協会の対策が決下してあるが、現状のようではどうも方法によらずに何がどうなっているのか知らない。

○取り組みが成果につながっていることがうかがえる。

① 都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参画支部数 ・都道府県ジェネリック使用促進協議会への参画支部数	<p>平成22年度を上回る</p> <p>○都道府県医療費適正化計画に係る検討会（24年3月末時点） 設置している都道府県数 3 1 参画している協会支部数 2 0 (※22年度参画協会支部数 1 9)</p> <p>○都道府県ジェネリック使用促進協議会（24年3月末時点） 設置している都道府県数 3 4 参画している協会支部数 2 0 (※22年10月時点の参画協会支部数 1 1) ・保険者枠がなく参画できない都道府県では3支部がオブザーバーとして参加している。</p> <p>【評価の観点】 支部の実情に応じ、医療費適正化のための総合的な対策を都道府県や他の保険者と連携しつつ、立案・実施したか。</p>	<p><事業報告（概要）></p> <p>○都道府県医療費適正化計画に係る検討会への参画支部数は、検討会を設置している都道府県31のうち20支部であり、前年度から1支部増加。</p> <p>○また、都道府県ジェネリック使用促進協議会への参画支部数については、設置都道府県34のうち20支部であり、前年度から9支部増加している。</p> <p>○これからの検討会・推進協議会を設置している都道府県数と参加している支部数の乖離がある。最大の保険者として、自治体・他の保険者との連携による取り組みを推進していくことは非常に重要であり、未参加の支部の状況を把握し、今後の対応について検討されたい。</p> <p>○医療費適正化計画に係る検討会とジェネリック使用促進協議会への参画支部数は、22年度参画支部数31に対し20支部とはどのような理由があるのか未設置都道府県や未参加の支部ごとにヒアリングして今後の対応を検討すべきである。</p> <p>○ジェネリック使用促進協議会への参加は11支部から20支部へと大幅に増加したが、医療費適正化計画への参加はわずか1支部の増加にとどまっている。医療費対策における支部間での連携した取り組みを期待したい。</p> <p>○医療費適正化については大変難しい問題。一般国民や一部を除いての事業主は全く、医療費が適正であるか実は理解していないと思われる。病になり治療を受けなければならぬ人間がドクター及び薬剤師から少々治療費、薬が高くても病が完治すると云われたら、ある程度承知するもの。</p>
	<p><自己評価></p> <p>・医療費適正化計画に係る検討会についでは、22年度参画支部数（19支部）から（20支部）となり1支部増加した。 ・ジェネリック使用促進協議会については、22年10月時点参画支部数（11支部）から（20支部）となり、9支部増加した。</p>	<p>B'</p> <p><委員ご意見></p> <p>○医療費適正化計画に係る検討会の参画支部数が設置している都道府県31に対し20支部とはどのような理由があるのか未設置都道府県や未参加の支部ごとにヒアリングして今後の対応を検討すべきである。</p> <p>○医療費適正化計画に係る検討会の参画支部数が設置している都道府県31に対し20支部とはどうして今後の対応を検討すべきである。</p> <p>○さらに、自治体、他の保険者との連携による医療費適正化に向け、最大の保険者として、積極的な役割を果たすべきである。</p> <p>○さもなくば、支部ごとにヒアリングして今後の対応を検討すべきである。</p> <p>○医療費適正化計画に係る検討会の参画支部数が設置している都道府県31に対し20支部とはどうして今後の対応を検討すべきである。</p> <p>○医療費適正化計画への参加は11支部から20支部へと大幅に増加したが、医療費対策における支部間での連携した取り組みを期待したい。</p>

(1) 委嘱サービスの実現状況

① インターネットによる医療費通知の利用割合

<事業報告（概要）>

医療費情報へのアクセス件数 28,187件【前年度 38,446件】約27%下回る

○郵便による医療費通知の他にインターネットによる医療費情報提供サービスを実施している。

【評価の視点】
インターネットを利用した医療費の情報提供サービスの利用促進や、任意請求被保険者保険料の口座振替の利用促進に努めたか。

<自己評価>

<委員ご意見>

医療費情報提供サービスを利用するためには、ID・パスワードの取得が必要であることから、アクセス状況が低迷しており、平成23年度の利用状況は28,187件と平成22年度から約1万件減少した。引き続き、ホームページや医療費通知を通じて普及促進に取り組んでいくこととする。

【検証】

- ・新規利用希望者は、ID・パスワードの取得が必要であり、即時利用ができない。
- ・22年度利用者増加(11%)の要因は、ID・パスワード取得を簡便にしたこと、過去分の医療費情報取得が可能になったことによるものと考える。
- ・健診予約にも同一ID・パスワードを使用。
- ・23年度末登録者総数 20,124人 (22年度末 13,975人)
→ 23年度より健診申込書のダウンロードが可能となつた。(アクセス数約9,000件)

<最終評価>

- インターネットによる医療費情報へのアクセス件数は、28,187件であり、前年度と比較して約1万件、27%減少した。
- 現状の分析及び利用の障壁を低くすることなどの検討とともに、被保険者などに対する啓発、普及促進への積極的な取り組みが必要。

- 医療費情報提供サービスへのアクセス数が減少している理由を明確にし、サービスの利用促進に向けた積極的な取り組みが必要である。
- 時代の流れです。現在65才以上の者はインターネットそのものの操作方法が未熟ですが、40代から下はごく当たり前に利用するでしょう。
- ITプログラムは利用の障壁を低くすることが重要。他保険者で実施しているように、被保険者証番号をIDに活用するといつたことが必要と思われる。

(1)各種サービスの利用状況

② 任意継続被保険者の口座振替利用率

<事業報告（概要）>

27.1%【前年度27.3%】マイナス0.2ポイント

- 任意継続被保険者による保険料の納付方法については、納付書による納付、口座振替があるが、毎月の納付の手間が省けるとともに、納め忘れによる資格喪失の防止にもなる口座振替の利用について、主に資格取得申請時にお知らせしながら促進している。平成23年度末の口座振替利用率は、27.1%と平成22年度末の27.3%をわずかに下回った。

【評価の視点】
 インターネットを利用した医療費の情報提供
 サービスの利用の促進や、任意継続被保険者保
 料の口座振替の利用促進に努めたか。

<p><自己評価></p> <p>○平成23年度末の口座振替利用率は、27.1%となり、平成22年度末の27.3%をわずかに下回った。平成23年度は7月～2月は毎月30%を超えて、平成24年度も、毎月30%を超えている。○引き続き、毎月の納付の手間が省け、納め忘れによる資格喪失の防止を図るために、主に資格取得時にお知らせしながら、口座振替の促進に努める。</p>	<p><委員会意見></p> <p>○平成23年度末の口座振替利用率は、27.1%となり、平成22年度末の27.3%をわずかに下回った。平成23年度は7月～2月は毎月30%を超えたことは由々しき問題として捉えねばならない。</p> <p>○引き続き口座振替の回収コストとの差について十分把握し、引き続き口座振替促進に努めるべきである。</p>	<p><最終評価></p> <p>○任意継続被保険者による保険料納付の促進は、納付率の確保、資格喪失の防止等のうえで、重要な施策である。その促進のための取り組みの強化が必要であろう。</p> <p>○財務省も現在国民一人一人に対するマイナンバー制度にするため、色々と研究しているようになります。その時は口座振替は急速に率をあげる様になると思います。</p> <p>○環境変化の中で取り組みに努めていることがうかがえる。</p>
--	---	---

(2) 事務処理誤りの防止

①「事務処理誤り」発生件数

<事業報告（概要）>

・発生件数：427件【22年度357件、70件増加】
 発生した事務処理誤りについては、掲示板に掲載し協会全体で情報共有を行い、支部内でその発生原因や再発防止策について朝礼等で周知し、同様の事務処理誤りが発生しないよう努めた。
 掲示板活用による情報共有により同様事象の発生なきよう取り組むとともに、金支部が参加する業務改革会議において、審査決定誤り等の発生を防止する手引き等の作成することとしている。

【評価の視点】
 事務処理誤りについて、協会全体で情報の共有をし、発生原因や再発防止策について職員が深く理解し、同様の事務処理誤りが発生しないように努めたか。

<自己評価>

23年度の事務処理誤りの発生件数は427件で、22年度357件と比較し70件増加した。
 事務処理誤りの主なものは
 ・審査決定誤り 22年度187件→23年度150件 37件減少
 ・誤送付 22年度107件→23年度131件 24件増加
 ・入力誤り 22年度 17件→23年度 55件 38件増加

<委員ご意見>

○事務処理誤りが発生した原因だけではなく、誤送付や入力誤りが増加した原因についても分析する必要がある。その分析結果を踏まえた再発防止策を施すべきである。
 ○事務処理誤りを根絶することは不可能であろうが、事務は必ず何人が、各レベルごとの防止マニュアルの作成が望まれる。

○事務は各支部によりその精度の差があるものである。事務処理誤りのない支部は伝統的に精度が高いものだ。優良な支部の取組みを全支部に周知せらるよう努力していただきたい。
 ○事務処理の誤りは相対的に少ないが、誤送付や入力誤りなど初歩的なミスが多くなっている点には留意すべである。初歩的なミスであっても、発生した際には再発防止に向けた早期の対応が重要である。

○事務担当者の自覚はもとより管理者間、支部間の再発防止対策の充実を望む。

○事務処理誤りは再発防止策の徹底と、継続して意識を高めることが重要。今後も引き続きの努力を期待する。

<最終評価>

○事務処理誤りの発生件数は427件であり前年度と比較して70件増加した。
 ○引き続き事務の性質に応じた原因分析を行い、再発防止策の検討・徹底に取り組まねたい。また、支部における効果的な取り組み・工夫・方法について情報提供を行うなど、全体としてのレベルの向上に取り組まねたい。

(3) お書きの意見・感想

① 苦情・意見の要件数とその内容

<事業報告（概要）>

- ・苦情：1,761件 [22年度2,883件] 1,122件減少（向上）
- ・ご意見・ご要望：833件 [22年度1,301件] 468件減少（向上）
- ・お礼、お褒めの言葉：558件 [22年度560件] 2件減少

協会へ寄せられたお客様からのご意見・ご要望等については、本部にて契約・検討し、改善が図れるご意見・ご要望は、随時迅速な対応を実施し、その結果について全支部へフィードバックしている。

主な苦情、ご意見、ご要望

- ・任意継続性保険者資格喪失通知の送付を期間満了前に送つてもらいたい。
- ・高額療養費の手続きがわかりづらい。
- ・限度額適用認定証の発行が遅い。
- ・医療費通知はなぜ本人へ直接送付しないのか。
- ・生活習慣病検査機関を増やしてほしい。
- ・生生活習慣病検査契約機関の利用促進案内は事業所ではなく、本人へ直接送付してもらいたい。

【評価の視点】

加入者等の意見や苦情等を迅速正確に現場にフィードバックし、サービス改善に努めたか。

主なお礼、お褒めの言葉

- ・保険給付の申請書の入手法や手続きについて、丁寧に説明してくれた。
- ・人院する際の限度額適用認定証の手続きについて、丁寧に説明してくれた。
- ・退院後の健康保険の制度や手続き方法について、丁寧に説明してくれた。

<自己評価>

23年度の苦情及びご意見・ご要望の件数は1,761件で22年度2,883件と比較し1,122件と大きく減少した。これは、お客様サービスに関する職員の意識が向上したことによるものである。

引き続き、苦情・ご意見・ご要望に対して迅速な対応を実施し、全支部にフィードバックすること等によって、さらなるサービスの向上に努める。

<委員ご意見>

○苦情が前年度から減少したことは評価できる。

○昨今どの業界もクレーマーは存在する。しかし協会では着実に減少などになっている。また、窓口の対応、案内情報の豊富さ、イラスト等による分かり易さへの努力等の結果である。一層の努力をお願いしたい。

○利用者からの苦情が大幅に減少したことには、先の満足度調査における高い評価と差はないものでは、高く評価できる。また、意見・要望が少なくなっていることは、協会の業務がスムーズに行われていることとの反映でもある。利用者からのお礼の言葉等も素直に受けとめて、職員の励みとなることを期待したい。

○苦情が減少傾向にあることは大変喜ばしい事であり、私も加えているところ、数年前と比較して相当、言葉遣いが適切であります。気を抜くことなく引き続き努力していただきたい。

○意識の向上、職員の努力がうかがえる。

<最終評価>

○苦情については、1,761件であり、前年度と比較して1,122件の減少となっている。また意見については、833件であり、468件の減少となっている。

○苦情が大幅に減少したことには、協会職員の意識の向上、円滑・適切な業務の実施の反映として評価できる。引き続き更なるサービスの向上に努力・工夫されたい。

(4) レセプト点検結果

①被保険者1人当たり資格点検効果額

<事業報告(概要)>

- ・被保険者1人当たり効果額：2,183円【前年度事業費2,478円】295円下回る。
- ・※平成23年10月からの支払基金による請求前資格確認の成果を含まない。
- 資格点検は、保険診療時ににおける加入者の資格の有無を医療機関照会等により確認する点検を実施している。また、加入者資格を喪失した方による受診を防止する取組み（未回収被保険者証の返納催告）を進め一方で、この資格点検による無資格受診を把握し、喪失後に受診した医療費の回収を行っている。
- 平成23年10月から、レセプトを支払基金から受け取り、協会のシステムで確認するという、「オンラインによる請求前資格確認」が実施され、協会における資格点検の軽減及びセプト返戻の早期化が図られた。（受診後4ヵ月→2ヵ月に短縮）
- 協会けんぼの資格点検業務が軽減されたことから、他の点検業務へのシフトを行い、点検範囲の拡大を図った。
- 【評価の視点】
資格点検において、オンラインレセプトの請求前資格確認により、早期化及び効率化は実現した。
また、外構点検において、レセプト点検全体の業務の効率化を図ることにより、外構点検（第三者行為に起因するもの）に注力し医療費適正化効果に努めたか。

<自己評価>

平成23年10月から支払基金において「オンラインレセプトの請求前資格確認」が実施されたことにより、協会が行う資格点検に対する被保険者1人当たり資格点検効果額が昨年よりその額が減少したが、これは支払基金との関係で資格点検対象の減少が主因であるとの自己評価である。

<委員ご意見>

- 資格点検の軽減およびセプト返戻の早期化されたことを評価する。
- そのことによる効果を生かし、点検体制の強化につなげるべきである。
- 被保険者1人当たり資格点検効果額が昨年よりその額が減少したが、これは支払基金との関係で資格点検対象の減少が主因であるとの自己評価である。
- 「オンラインによる請求前資格確認」が有効に機能しているか否か検証する必要があるのではないかと思われる。
- 被保険者1人当たりの資格点検効果額が昨年度より減少したこととは、オンラインレセプトの請求前資格確認の効果があつたといふことであり、また、それによる業務軽減を他の点検業務へのシフトを行い、点検範囲の拡大を図ったことは、適切な対応として評価できる。
- 悪事を考える人は全く無くならないと思います。気を抜かず頑張って下さい。
- 環境変化を業務体制の改善につなげたことがうかがえる。

<最終評価>

(4) レセプト点検結果

②被保険者1人当たり外傷点検効果額

<事業報告(概要)>

・被保険者1人当たり効果額：379円【前年度実績 377円】2円上回る

- 外傷点検は、業務上・運動災害又は第三者の行為による負傷の明瞭かなるもの又はその可能性が高い傷病レセプトをシステムを活用して抽出して抽出し、抽出されたレセプトについて負傷原因の照会を行い、その回答結果で、業務上・運動災害によるものである場合は、加入者本人に医療費の返還を求め、第三者の行為によるものである場合は、損害保険会社等に求償している。
- (平成23年度照会件数：244,730件)

【評価の視点】

資格点検において、オンラインレセプトの請求前資格確認により、早期化及び効率化は実現した。また、外傷点検において、レセプト点検全体の業務の効率化を図ることにより、外傷費適正化効果行易が起因するものに注力し医療費適正化効果に努めたか。

<自己評価>

- 平成23年度の被保険者1人当たり外傷点検効果額は、379円と平成22年度の377円を2円上回った。
- 負傷原因照会の対象となる傷病名を有するレセプトの抽出については、システムを活用して効率的に行っている。
- さらに業務上の負傷等の疑いのあるレセプトの抽出方法の精度を上げ、発生した傷病は確実に回収することとした。

<最終評価>

- 被保険者1人当たり外傷点検効果額は379円であり、前年度比較して2円増加している。
- 被保険者1人当たりの外傷点検効果額の増加はわずかであるが、この業務は重要な業務であり、引き続き精度の高い点検業務の実施に取り組まれたい。

- 昨年東京支部でのレセプト作業現場を見学させていただいたが、大変書い中の細かい作業には、いささか同情しました。環境改善が必要であり、それにより内容等も上昇するのではないかと思います。

(5) ノーマルの用語

①木一木ページへのアクセス件数

卷之三

平均に当たる1日当たり平均アクヤス数：43,675件（22年春 42,798件）

○ホームページを運営し、タイムリーな情報提供により丁寧な広報活動に努めた。
○ホームページのアクセスの内訳では「申請書のダウンロード」が6割を占めており、協会ホームページの役割として、加入者・事業主の方が必要な情報を必要な時に取り出せるよう、各種申請書をホームページ上で閲覧、ダウンロードやすいようにしている。
○その他、従来から継続して、日本年金機構の協力のもと、事業所に送付する保険料の納入告知書に支部ごとに協会けんぽのお知らせを同封し、定期的な情報提供を行っている。
○各支部では自治体や関係団体と連携し、健康保険の対話集会やセミナーを開催した。
○各支部において、内閣府・厚生労働省から担当者を招き対話会を開催した。
○2024年度保険料率引上げについて、は、22年度から3年連続となることから、厳しい経営環境の中で保険料率に関する議論となつた。一方で、支部幹議会の情報や健診機関の情報、都道府県ごとのイベントの案内や医療情報など、地域に密着した情報を提供している。

【評価の視点】
として、
保険者とどもベース
を図の木の根に集中するに努めたり
を会すの充実するに努めたり

卷之三

白話文

協会ホームページの役割については、必要な情報を必要な時に取り出せる加入者等の利便性の向上に重点を置くこととし、23年度は各支部でバラマチに掲載していた申請書や記入例を順次、本部の各ページにまとめた。その結果、アクセスの内訳は「申請・届出・手続」が6割を占めた。

協会けんぼモニターを対象に実施した「広報に関する調査」(H24.3.7~17実査)によると、協会ホームページの好意度（「好き」又は「やや好き」と回答）が43%と好意的であった。（「好き」又は「やや好き」）と回答したページは「申請・届出・手続」が66%、「こんなところどうする？」が50%と、アクションの内訳と比較すると、利用者の利便性に合わせた内容になっ

卷之三

- タイムリーな情報提供を引き継ぎを行うとともに、さらなるインター
- ネットメディアの活用について、検討を進める必要がある。
- HPは告知的な要素と利便性の要素がある。
- このHPを活用して加入者及び事業主からの意見、要望を受け取る工
夫もしていただきたい（インターラクティブに）。
- 平日と休日との間でアクセス数に差が生じているのか。
　　いて再検討していただきたい。

卷之三

投票割合は、今後ますます重要なことが予測され、さらにインターネット投票が主流となる見込みです。

(6)申請・届出の郵送化率

①申請・届出の郵送化率

<事業報告（概要）>

72.2% 【前年度70.0%】 プラス2.2ポイント

- 平成23年度の郵送化率は72.2%となり、平成22年度の70.0%を若干上回った（2.2ポイント増）。
- 平成23年度は、郵送化促進に向け、各支部において、事業主・加入者の皆さまへ申請・届出が郵送で行えることの利便性について、日本年金機構と連携して各種広報を実施するとともに、電話で申請書等の送付依頼を受けた際に、返信用封筒を同封する等して確実な郵送の実施を図っている。

【評価の視点】
 関係団体等の協力を得ながら各種広報を通じて、申請・届出の郵送化の促進に努めたか。

<自己評価>

- 平成23年度の郵送化率は72.2%となり、平成22年度の70.0%を若干上回った（2.2ポイント増）。
- 引き続き、日本年金機構とも連携し郵送化率向上に向けた広報等実施していく。

<委員ご意見>

- 申請・届出の郵送化率は72.2%であり、前年度と比較して2.2ポイント増加した。
- 郵送化率が若干増加したのは評価できるが、一層の促進方にについての工夫が求められる。
- 郵送化率の向上にむけた取り組みが効果をあげていることがうかがわれる。

<最終評価>

- 引き続き日本年金機構と連携し、郵送化率の向上に取り組みたい。
- 協会発足時は諸般の問題や不満がありましたが、昨年あたりから事業者側にしても自分の健康に対する考え方や協会等の業務内容を理解する様になつてきています。

(7) 費用の効率化・経費の削減

① 調査契約の割合（件数）・内訳
・コピー用紙等の消耗品の使用状況
・その他の取り組み状況

【評価の視点】
 「全国健康保険協会事務費削減計画」を踏まえ、任職保険料の口座振替や、サロードバイス水準などに留め置しつつ年金事務所の運営を実施するなど業務の実施方法の見直しを行った結果、透明性を進め、引き続き競争入札を実施するなど業務の見直しを行った。また、在庫管理等により、透明性を確保するため、各支部に緊急調達委員会を設立した。これらにより調達結果等を公表することで、透明性を確保するため、各支部に緊急調達委員会を設立した。これにより調達結果等を公表することで、透明性を確保するため、各支部に緊急調達委員会を設立した。

<事業報告（概要）>

支部から経費削減方策等の提案を求め、それら各提案について、本部で実施方法を検討するものなどに3分類にまとめて、支部へフィードバックし、他支部の取組事例を参考にしながら、サービス水準に留め置しつつ年金事務所窓口職員の効率的な配書を行い経費の削減を図ったほか、各支部で発注手続の簡素化、スケールメリットによるコストの削減を図った。

調達に当たっては、契約の透明性を高め、調達コストの削減を図るために、100万円を超えた調達は、一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部及び支部ともに調達審査委員会において個別に妥当性の審査を行った。これらは調達実績においては、ホームページ上で公表するこどにより、透明性の確保の確認が行われた。23年度における調達件数全体では、事業の見直し等により、22年度と比べ132件の減少（22年度62件→23年度49件）となり、うち競争性のない随意契約の件数は73件の減少（22年度287件→23年度214件）となつた。

また、支部別の財政状況を的確に把握できるよう、各支部での経費削減等に活用した。毎月各支部に提供し、各支部にて経費削減等に活用した。A4コピー用紙は40,760枚（前年22年度は40,803枚）、プリンタートナー（黒）は3,028個（前年22年度は2,918個）、プリンタートナー（カラー）は2,238個（前年22年度は2,144個）であった。

<自己評価>

○随意契約の件数を前年度より減らしたこと、消耗品（コピー用紙など）は除く）に係る経費を削減したこととは評価する。
 ○経費削減方策の好事例を支部間で共有する取り組みを継続するべきである。
 ○一般競争入札や本部及び支部の調達審査委員会での審査に耐える時間的余裕がない経費削減はどのようにしているのか。
 ○本部調達等によりスケールメリットのあるものもあるが、現地調達の方が効率的である場合も多い。片寄りがないよう配慮されたい。
 ○随意契約については一概にその件数が減少していくことが好ましいとはいえないと思われるが、業務内容等に照らして適切に対応することを期待したい。また、コピー用紙等の消耗品や消耗品等に係る経費削減等についても、各支部が物的である場合が多い。
 ○本部調達等による取り組み、22年度と比べて、コピー用紙の抑制ができた。しかししながら、プリンタートナー及びプリンタートナー（カラー）は、周知広報や資料作成等による印刷物増により若干増加した。

○全国健康保険協会事務費削減計画に基づく事務費削減目標達成に向けた取組みとして、W.bを活用した消耗品発注システムを導入した。これにより、スケールメリットによるコストの削減を行った。このような取組みを含めて、経費削減に努めた結果、消耗品（コピー用紙等は除く。）は22年度と比較して16.5%削減することができた。

評価等

<事業報告（概要）>

支部から経費削減方策等の提案を求め、それら各提案について、本部で実施方法を検討するものなどに3分類にまとめて、支部へフィードバックし、他支部の取組事例を参考にしながら、サービス水準に留め置しつつ年金事務所窓口職員の効率的な配書を行い経費の削減を図ったほか、各支部で発注手續の簡素化、スケールメリットによるコストの削減を図った。

調達に当たっては、契約の透明性を高め、調達コストの削減を図るために、100万円を超えた調達は、一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部及び支部ともに調達審査委員会において個別に妥当性の審査を行った。これらは調達実績においては、事業の見直し等により、22年度と比べ132件の減少（22年度62件→23年度49件）となり、うち競争性のない随意契約の件数は73件の減少（22年度287件→23年度214件）となつた。

また、支部別の財政状況を的確に把握できるよう、各支部にて経費削減等に活用した。毎月各支部に提供し、各支部にて経費削減等に活用した。A4コピー用紙は40,760枚（前年22年度は40,803枚）、プリンタートナー（黒）は3,028個（前年22年度は2,918個）、プリンタートナー（カラー）は2,238個（前年22年度は2,144個）であった。

<最終評価>

○調達に当たっては契約の透明性・コストの削減の観点から、100万円を超えた調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が必要なものについては、本部及び支部ともに調達審査委員会において妥当性の審査が行われている。随意契約件数は214件であり、一般競争入札が行われることによる随意契約が決定までの経過的な経済的な効率化による随意契約について見直しを行うことにより、前年度と比較して13件の減少となっている。

○コピー用紙等の消耗品について、引き締き両面印刷、集約化、コピー用紙の再利用、カラー印刷の抑制に取り組んでいる。

○協会では「全国健康保険協会事務費削減計画」を平成22年に策定し、事務経費削減に取り組んでいるが、支部で支給してある。各支部の経費も含めた支部の経費の内訳を各支部で示し、消耗品の内訳を本部で一括開示している。各支部においては、経費削減等により、コストの削減を図るなど経費の削減を図るなど、コスト意識を高め、経費の計画的な削減に取り組まれたい。

全国健康保険協会の業績に関する評価（船員保険）

※ 評価額の判定基準は、S・A・B・C・D

【判定基準】 S：目標を大幅に上回っている A：目標を上回っている B：目標を下回っている C：目標を概ね達成している D：目標をやや下回っている	
D：目標を下回っており、大幅な改善が必要	
1 23年度目標指標	
1. サービス開発指標	評価等
① サービススタンダードの達成	<p><事業報告（概要）></p> <p>達成率 99.0%</p> <p>サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、23年度全体では99.0%であるが、23年9月以降は毎月100%を達成している。</p> <p>また、平均所要日数は7.17日（22年度は10.44日）であった。</p> <p>【評価の根拠】</p> <p>船員保険業務外給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率（10営業日）の達成率を達切に管理し、100%の達成率を目指に着実な実施に努めたか。</p>
	<p>B</p> <p><最終評価></p> <p>○船員保険業務外給付の受付から振込までの日数の目標（10営業日）の達成率については、99.0%であった。</p> <p>○各月の達成状況をみると、年度当初は100%には至らなかったが、9月以降は各月とも目標である100%を達成しており、着実な実施状況が認められる。</p> <p>○審査の精度を確保しつつ、引き続き目標達成、100%の継続維持に向けて取り組まれたい。</p>
	<p><委員ご意見></p> <p>○23年度9月以降は毎月100%を達成していることを評価する。</p> <p>○23年9月以降毎月100%達成大いに評価したい。</p> <p>○100%の継続維持に向けた取り組みに努めいただきたい。</p> <p>○年度当初の96.3%から9月に100%に達し、それ以後100%を維持していることは、事実上目標を達成したものとみなされる。</p>
	<p><自己評価></p> <p>年度当初（23年4月単月）は96.3%の達成率であったが、その後適正な進捗管理に努めた結果、23年9月以降は毎月100%を達成している。</p>

<事業報告（概要）>

② 船員保険業務外給付の要件から編成
までの日数 10営業日以内
平均所要日数 7.17日
サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、23年度全体では99.0%であるが、23年9月以降は毎月100%を達成している。

また、平均所要日数は7.17日（22年度は10.44日）であった。

【評価の視点】

船員保険業務外給付については、
サービススタンダードの状況を目標に
管理し、100%の達成率を目指す
着実な実施に努めたか。

<事業報告（概要）>

② 船員保険業務外給付の要件から編成
までの日数 10営業日以内
平均所要日数 7.17日
サービススタンダードの達成率（10営業日以内に振込むことができた割合）は、23年度全体では99.0%であるが、23年9月以降は毎月100%を達成している。

また、平均所要日数は7.17日（22年度は10.44日）であった。

船員保険業務外給付については、
サービススタンダードの状況を目標に
管理し、100%の達成率を目指す
着実な実施に努めたか。

<自己評価>

<委員ご意見>

- 適正な進捗管理に努めた結果、平均所要日数は22年度の10.44日から7.17日へと短縮している。
- サービススタンダードを満たしてきたことを評価する。
- 特殊な業者に対して10営業日以内の目標をクリアしたこと
を評価したい。
- 目標指標（10営業日以内）を大きく上回るとしても、東日本大
震災の影響（一部負担金等の免除証明書の発行など）がある中、
前年度実績から大きく短縮しており、高く評価できる。
- 監査の精度を確保しつつ、引き続き目標達成の維持・向上に期
待する。

A'

<最終評価>

- 船員保険業務外給付の受付から振込までの日数は7.17日であ
り、前年度と比較して3.27日改善している。
- 目標指標（10営業日以内）を大きく上回るとしても、東日本大
震災の影響（一部負担金等の免除証明書の発行など）がある中、
前年度実績から大きく短縮しており、高く評価できる。
- 監査の精度を確保しつつ、引き続き目標達成の維持・向上に期
待する。

1 23年度目標指標

評価等

②保険証の交付	<事業報告（概要）>	
	①資格情報の取得（年金事務所からの平均回送）から保険証交付までの平均日数	3営業日以内 年間平均 2.04日 保険証の発行に要する日数については、23年度の平均は2.04日（22年度は2.84日）であり、目標指標である3営業日以内を達成している。
【評価の根点】 保険証の交付については資格情報の取得から保険証交付までの平均日数、疾病届窓機関保険者の保険証については申請の受付又はは資格喪失情報の取得のいずれかが遅い方が遅い方からの目標指標を定め、その状況を適切に管理し、着実な実施に努めたか。	<自己評価>	<p>A'</p> <p><委員ご意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ○100%の達成率であることを評価する。 ○努力目標以内の達成を評価したい。 ○目標値を大幅にクリアしており、高く評価できる。 ○確実に短縮されており、努力を評価します。 ○高い水準で向上している。 <p><最終評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ○船員保険被保険者証の平均日数の実績は2.04日であり、目標を大きく上回っている。 ○今後も日本年金機構と密接に連携し、船員保険被保険者証の平均日数を引き続き高い水準に維持することを期待する。

| 23年度目標達成

評価等

(3) 疾病任意継続被保険者の保険証の交付		<事業報告 (概要)>	
① 資格認証申請の要がまたは難堪している取扱所(年金事務所からの回送)のいずれか選択	3営業日以内	年間平均 2.28日	保険証の発行に要する日数については、23年度の平均は2.28日（22年度は2.68日）であり、目標指標である3営業日以内を達成している。
【評価の視点】			
保険証の交付についてには資格情報取得から保険証送付までの平均保険証の取扱、疾病任意継続被保険者の受付又は資格喪失教、情報の取得のいずれか遅い方から保険証送付までの期間に係る目標指標を定め、その状況を適切に管理し、着実な実施に努めたか。			
<自己評価>	<委員ご意見>	<最終評価>	A'
② 病院の評議会開催率	23年度においては、適正な進行管理に努めたことにより、目標の3営業日以内を達成し、平均日数については前年度（3.68日）より短縮した。	<ul style="list-style-type: none"> ○100%の達成率であることを評価する。 ○努力目標以内の達成を評価したい。 ○前年度の実績を大幅に短縮し、目標値を達成したことは高く評価できる。 ○指摘した件をよく迅速に改善している。 ○高い水準で向上している。 	

1 23年度目標指標

評価等

① 申請手続き期間に対する満足度 ② 申請書の内容等に対する満足度 ③ 職員の応接態度に対する満足度 ④ 申請手続き全体に対する満足度	平成23年度中に調査を実施する満足度	<事業報告（概要）>																					
		お客様満足度調査については、加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証並びに傷病手当金及び高額療養費の支給決定通知書を送付する際にアンケートのアンケートの概要是以下のとおり。	お客様満足度調査については、加入者の意見を適切に把握しサービスの改善や向上に努めるため、疾病任意継続被保険者の保険証並びに傷病手当金及び高額療養費の支給決定通知書を送付する際にアンケートのアンケートの概要是以下のとおり。																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>保険証を送付した傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請手続き期間に対する満足度</td> <td>37% 41%</td> </tr> <tr> <td>申請書の内容等に対する満足度</td> <td>36% 31%</td> </tr> <tr> <td>職員の応接態度に対する満足度</td> <td>63% 56%</td> </tr> <tr> <td>申請手続き全体に対する満足度</td> <td>36% 41%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	保険証を送付した傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方	申請手続き期間に対する満足度	37% 41%	申請書の内容等に対する満足度	36% 31%	職員の応接態度に対する満足度	63% 56%	申請手続き全体に対する満足度	36% 41%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>保険証を送付した傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請手続き期間に対する満足度</td> <td>37% 41%</td> </tr> <tr> <td>申請書の内容等に対する満足度</td> <td>36% 31%</td> </tr> <tr> <td>職員の応接態度に対する満足度</td> <td>63% 56%</td> </tr> <tr> <td>申請手続き全体に対する満足度</td> <td>36% 41%</td> </tr> </tbody> </table>	指標	保険証を送付した傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方	申請手続き期間に対する満足度	37% 41%	申請書の内容等に対する満足度	36% 31%	職員の応接態度に対する満足度	63% 56%	申請手続き全体に対する満足度	36% 41%
指標	保険証を送付した傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方																						
申請手続き期間に対する満足度	37% 41%																						
申請書の内容等に対する満足度	36% 31%																						
職員の応接態度に対する満足度	63% 56%																						
申請手続き全体に対する満足度	36% 41%																						
指標	保険証を送付した傷病手当金・高額療養費の支給決定通知書を送付した方																						
申請手続き期間に対する満足度	37% 41%																						
申請書の内容等に対する満足度	36% 31%																						
職員の応接態度に対する満足度	63% 56%																						
申請手続き全体に対する満足度	36% 41%																						
		<自己評価>	<最終評価>																				
		<p>各申請書等の受付を郵送で行っている特性を踏まえ、船員保険特有の実施方法を検討し、お客様満足度調査を初めて実施した。今後とも継続的に実施し、その結果いくつある。 </p> <p>サービスの改善や向上につなげていく。</p>	<p>○疾病任意継続被保険者の保険証並びに傷病手当金と高額療養費の支給決定通知書を送付する際にアンケートはがきを同封する方法により、お客様満足度調査を初めて実施するが、アンケートの回収率が低調であり、回収率を高める工夫や実施方法について検討が必要。</p> <p>○全体的に満足度が低い結果となつており、その原因について分析し、加入者へのサービスの改善に生かしていく必要がある。</p> <p>○船員保険としては初めての調査である。アンケート3000名の対象者に対し10%程度の回収率での満足度の結果だから、あまり芳しい数値ではない。</p> <p>○満足がもらえない理由を分析し今後の対応に生かして欲しい。</p> <p>○任意継続被保険者の満足度をみると、職員の応接態度は63に達しているのに、その他の項目は36%程度と低いのはどのような理由によるものなのか、更なる分析が必要である。また、傷病手当金、高額療養費の支給決定通知においても、職員の応接態度を除くといすれも50%を下回っている。原因の解明が必要であろう。</p>																				

(1) 特定健診の実績	
① 特定健診実施率	<p><事業報告（概要）></p> <p>被保険者 47.5% 被扶養者 61.4%</p> <p>【評価の視点】 外部委託事業者の広報を用いて、被扶養者率への定着を進めることで、健診率の向上を図るなど、健診指導の実施率を高めることで保険者や被扶養者名簿を更新し、被扶養者登録カードを発行するなど、被扶養者登録カードと同様の契約方式で健診率を高めることにより、被扶養者が受診しやすい健診にした受診券を導入するなど、受診する保険者と同様の契約方式で健診所等で健診が受診しやすくなることができる。</p> <p>【被扶養者】 ① 健保連携事業と同様の集合契約方式の導入により、健診実施機関の大幅な拡大を図った。（22年度1,420機関→23年度49,514機関） ② 受診券申請手続きを省略し、あらかじめ受診券を作成し船舶所有者を通じて配布することによって受診手続化を図った。 ③ 未受診者のいる船舶所有者に対して再度の健診案内を送付した。</p>
② 特定健診実施率	<p><自己評価></p> <p>被保険者 33.8% (22年度 33.7%) 被扶養者 8.8% (22年度 8.5%) ※いずれも速報値ベースの数字</p> <p>【被保険者】 著積されたノウハウを有する外部委託事業者（船員保険会）を活用し、巡回健診等を中心とした形で生活習慣病予防健診を実施している。</p> <p>23年度は、次のような取組みを推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○被保険者 ① 健診実施機関の拡大を図った。（123機関→126機関） ② 「船員保険業務のご案内」へ健診に関する情報を掲載し、協会支部、年金事務所の窓口に設置するとともに、関係団体の機関誌等に掲載し報道的なる受診動機を発信した。 ③ 未受診者のいる船舶所有者に対して再度の健診案内を送付した。 <p>【被扶養者】 ① 健保連携事業と同様の集合契約方式の導入により、健診実施機関の大幅な拡大を図った。（22年度1,420機関→23年度49,514機関） ② 受診券申請手続きを省略し、あらかじめ受診券を作成し船舶所有者を通じて配布することによって受診手続化を図った。 ③ 未受診者のいる船舶所有者に対して再度の健診案内を送付した。</p>

<最終評価>	
D	<p>○被保険者の特定健診実施率は33.8%であり、前年度から0.1%増加しているものの目標実施率47.5%には達しなかった。</p> <p>○被扶養者の特定健診実施率は8.8%であり、前年度から0.3%増加しているものの目標指標を大きく下回っている。</p> <p>○被保険者と被扶養者の特定健診の拡大や集合契約方式の導入、受診手続化の簡素化など実施率向上に向けて取り組みを継続して実施する必要がある。</p> <p>○被扶養者の特定健診の拡大が、受診手続化の簡素化は利用者にとって大変良い試みであるが、実施率の向上に燃眉影響しなかつた理由はなかつた理由はない。</p> <p>○特定検診につき、受診手続化の簡素化は利用者にとって大変良い試みであるが、実施率向上に向けて取り組みを継続して実施する必要がある。</p> <p>○被扶養者と被扶養者の実施率は昨年度とほとんど変わらない。何故？</p> <p>○被保険者、被扶養者とも実施率は8%台と低迷している。実施率向上に向けたさらなる対策を期待したい。</p> <p>○被保険者に対し、もう少し強く指導してよいのではないか。</p> <p>○専務手続きの簡素化、健診機関数の拡大、市町村との連携に関して着実に取り組んでおり一定の評価ができる。</p> <p>○今後はそれに加え、不定期の健診受診者を維持して受診を促す取り組みなどが重要と考えられる。</p>

1 23年度目標達成

評価等

① 船員手帳健診のデータ取込率 20%	<p><事業報告（概要）></p> <p>健診データ取込率については、現在、累計中であるが、22年度実績（19.0%）を若干上回る見込み。</p> <p>23年度は、次のような取組みを推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①手帳データ収集期間を延長した。（1か月→2か月） ②未提出船舶所有者への提出の督促を実施した。 ③健診実施機関の拡大を図った。（123機関→126機関） <p>【評価の視点】 船員手帳健診の実施機関情報の収集を行い、必要な地域に効果的に健診実施機関を拡大することができたか。</p>	<p>C</p> <p><最終評価></p> <p>○データ取得率が前年度を上回る見込みであることは評価する。 ○目標達成に向けて、船舶所有者に対する健診意識の醸成を高める取り組みを進めるとともに、データ提供への理解を求めるべきである。</p> <p>○船舶所有者に対する健診意識の醸成を一層高める取り組み、データ提供への理解を求める取り組みを推進するべきである。</p> <p>○健診データ取扱いが特殊の業界として片付けいい実績率などのデータ取扱いが再検討が必要でしよう。</p> <p>○健診データの取り込み率が低く、その向上もほとんどみられないのは何故なのか、原因を明らかにし、更なる取扱率向上に努める必要がある。</p> <p>○船舶所有者に対しての提出依頼を続ける事です。</p>
	<p><自己評価></p> <p>各種取組みの強化により、前年度より取込率は若干上昇する見込みである。 今後とも船舶所有者の協力を得て、取得率向上に努めたい。</p>	<p>C</p> <p><最終評価></p> <p>○データ取得率が前年度を上回る見込みであることは評価する。 ○目標達成に向けて、船舶所有者に対する健診意識の醸成を高める取り組みを進めるとともに、データ提供への理解を求めるべきである。</p> <p>○船舶所有者に対する健診意識の醸成を一層高める取り組み、データ提供への理解を求める取り組みを推進するべきである。</p> <p>○健診データ取扱いが特殊の業界として片付けいい実績率などのデータ取扱いが再検討が必要でしよう。</p> <p>○健診データの取り込み率が低く、その向上もほとんどみられないのは何故なのか、原因を明らかにし、更なる取扱率向上に努める必要がある。</p> <p>○船舶所有者に対しての提出依頼を続ける事です。</p>

Ⅰ 23年度目標指標

評価等

(3) 健康指導の実施		<事業報告(概要)>		<最終評価>			
① 特定保健指導実施率	<table border="1"> <tr> <td>被保険者 38.6%</td> <td>被保険者 5.5% (22年度 6.4%)</td> </tr> <tr> <td>被扶養者 38.6%</td> <td>被扶養者 0.4% (22年度 2.6%)</td> </tr> </table> <p>【評価の視点】 外部委託事業者の特定保健指導は外部委託事業者（船員保険会）の保健衛生により事業所及び港湾（漁港）等を訪問し、行っている。 ・対象者が漁港内に乗組していることや、地域ごとに漁期が異なることから、事業所に向っても対象者に面会できず、保健指導の計画が立てづらい。 ・対象者が長期間にわたり乗船する場合、通信手段の確保が困難なため保健指導を6ヶ月間継続することが難しく、健診結果の確定が後日となってしまい、対象者が確定したときには既に乗組していることがあり保健指導が難しい。 など、船員の特殊事情もあり、目標を下回っている。</p>	被保険者 38.6%	被保険者 5.5% (22年度 6.4%)	被扶養者 38.6%	被扶養者 0.4% (22年度 2.6%)	<p>23年度は、次のような取組みを推進した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 健康保険と同様の集合契約方式の導入により、被扶養者の指導実施率の拡大を図った。（968機関→14,576機関） ② 被保険者に対してオーダーメイドの情報提供冊子を作成配布し、健康意識の啓発を促進することで特定保健指導への関心を高めた。 	<p>D</p> <p>○特定保健指導の実施率については、被保険者5.5%（前年度比比較し0.9ポイント減）、被扶養者0.4%（前年度比比較し2.2ポイント減）であり、目標の「38.6%」を大幅に下回っている。</p> <p>○集合契約方式の導入やオーダーメイドの情報提供冊子の作成配布などの取り組みについて一定の評価はできるが、全体として厳しい評価とさせて貰えない。</p> <p>○昨年度と比較して実施率が低下した原因について分析をしつつ、運営向上度で、あらゆる施策を検討し、実施率の着実な向上に取り組む必要がある。</p> <p>○船上業務という特殊事情から指導の難しさはあるのでしょうか、相互の信頼性を高める事だと思います。</p> <p>○種々の取り組みに関しては一定の評価ができる。</p> <p>○今後は船員保険の構造的な特徴を踏まえ、また特定健診制度の柔軟化も念頭において、特定保健指導の実施方法に捉われない指導プログラムの検討も重要と考えられる。</p>
被保険者 38.6%	被保険者 5.5% (22年度 6.4%)						
被扶養者 38.6%	被扶養者 0.4% (22年度 2.6%)						
② 自己評価	<p><自己評価></p> <p>上記のような船員の特殊事情により、目標達成は困難な状況にあるが、24年度においては次のような取組みを推進することとしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者の特定保健指導の外部委託実施機関を拡大する。 ②加入者あて文書の案内チラシを同封するなどや関係団体の協力を得て船員関係機関誌等を活用する等、適切な広報を実施する。 ③被扶養者の特定保健指導の保険者負担額を引き上げることで、利用者の窓口負担額を軽減している。 ④特定保健指導対象者に対し、指導を受けるよう働きかけを強化する。 	<p><委員ご意見></p> <p>○実施率が前年度を下回った。海上労働に從事する被保険者に対する特定保健指導が必ずしも検討が必要である。</p> <p>○特殊な事情を考慮しても目標「特定保健指導実施率」に対して、まったく問題にならない実施率である。根本的な見直し改革が必要である。</p> <p>○被保険者、被扶養者とも目標達成には至らかず、昨年度の実施率を下回っている。被保険者（船員）の業務にともなう特殊な困難要素があることは認められるが、被扶養者の低い実施率はどういう理由によるのか、さらなる検討が必要であろう。継続的に実施率を引き上げていくための対策が必要であろう。</p> <p>○船上業務という特殊事情から指導の難しさはあるのでしょうか、相互の信頼性を高める事だと思います。</p>	<p>D</p> <p>○実施率が前年度を下回った。海上労働に從事する被保険者に対する特定保健指導が必ずしも検討が必要である。</p> <p>○特殊な事情を考慮しても目標「特定保健指導実施率」に対して、まったく問題にならない実施率である。根本的な見直し改革が必要である。</p> <p>○被保険者、被扶養者とも目標達成には至らかず、昨年度の実施率を下回っている。被保険者（船員）の業務にともなう特殊な困難要素があることは認められるが、被扶養者の低い実施率はどういう理由によるのか、さらなる検討が必要であろう。継続的に実施率を引き上げていくための対策が必要であろう。</p> <p>○船上業務という特殊事情から指導の難しさはあるのでしょうか、相互の信頼性を高める事だと思います。</p> <p>○種々の取り組みに関しては一定の評価ができる。</p> <p>○今後は船員保険の構造的な特徴を踏まえ、また特定健診制度の柔軟化も念頭において、特定保健指導の実施方法に捉われない指導プログラムの検討も重要と考えられる。</p>				

(1) レセプト点検効果額 被保険者 1人当たり内容点検効果額 を上回る	平成22年度 平成22年度 を上回る	<事業報告（概要）> 1,244円（22年度 1,967円） 23年度においては、レセプト点検に係る知識・技術を習得するための実務研修会を実施したほか、審査医師を含めた打合せにおいて査定事例について検討を行った。また、レセプトシステムの抽出機能を強化し、レセプト点検の効果的な推進に努めた。 なお、被保険者1人当たりの効果額は、次のような要因により22年度と比べ減少しているが、協会けんぽ各支部の平均水準（1,079円）は達成している。	<最終評価> B ○被保険者1人当たりの内容点検効果額は、1,244円であり、前年度と比較して723円減少した。これは船員保険が協会へ移管された前後に発生した滞留分（未処理分）の影響がなくなつたためである。 ○引き続き査定事例の共有化、研修等の実施による点検技術の向上などにより、内容点検の向上に取り組まれたい。 ○目標値を達成できなかつたのは、やむを得ない事情によるものだとする自己評面には全面的に同意しがたいものがあるが、今回はそれを認めることとする。次年度の実績に注目したい。
		<自己評価> 内容点検については、点検効果額の向上に向けて査定事例の共有化・研修などを引き続き行うべきである。 23年度は、上記のような要因により前年度と比較し効果額が低下したが、やむを得ないものと考える。	

(1) 事務処理誤りの防止

①「事務処理誤り」発生件数

<事業報告（概要）>

12件（22年度 53件）

事務処理誤りが発生した場合には、職員ミーティング等の機会を活用して事案や原因についての情報を共有し、再発防止に努めている。

【評価の視点】
事務処理誤りについては、発生原因や再発防止策について職員が深く理解し、同様の事務処理誤りが発生しないよう努めたか。

<自己評価>

23年度の事務処理誤りの発生件数は12件で、前年度より減少しました。
 今後とも情報の共有化、事務処理システムの改善等を行うことにより再発防止に努めていきたい。

<委員ご意見>

○事務処理誤りが前年度より減少したことを評価する。誤りが発生した原因だけでなく、誤送付や入力誤りが増加した原因についても分析し、協会けんぽ本体と情報を共有する必要がある。その分析結果を踏まえた再発防止策をすべきである。

○事務処理件数が大幅に減少したことは高く評価したい。再発防止策に努めていただきたい。

○事務処理の誤りが大幅に減少したことは高く評価できる。持続的な対応を期待したい。

○情報共有に基づく意識の向上がうかがえる。

<最終評価>

○事務処理誤りの発生件数は12件であり、前年度の53件と比較して大幅な減少となった。

○引き続き、事案の性質の応じた原因分析と再発防止策を講じるなど、全体としてのレベルの向上に取り組まれたい。

(2) お苦情の苦情・意見

⑤ 苦情・意見の要件件数とその内容

<事業報告（概要）>
 苦情1件（22年度 5件）
 意見0件（22年度 1件）

- お客様から苦情、意見をいただいた場合には、職員ミーティング等の機会を活用して問題意識の共有化に努めている。
- 申請書パンチ処理等の遅延により柔道整復術療養費の支払いが滞留したことに対し苦情をいただいたが、1ヶ月後には滞留を解消した。

【評価の視点】
 加入者等のご意見や苦情等を迅速にサービスの改善に結びつけたか。

<自己評価>
 お客様から寄せられた苦情に対しては迅速に対応を行った。
 今後ともお客様から寄せられた苦情・ご意見、お客様満足度調査の結果等を踏まえ、研修等を通じてお客様の意識改革を進め、サービス向上に努める。

<委員ご意見>

- 苦情をサービス向上・業務改善につなげる努力が必要である。
- 苦情が1件とはないに等しいのだが、苦情がなくなることはない。
- 引き続き、サービス向上に取り組まれたい。

<最終評価>

- 苦情については1件であり、前年度と比較して4件の減少となっている。
- 引き続き、サービス向上に取り組まれたい。
- 苦情が1件しかなかったということは評価できる。しかし、先の満足度調査結果とも重ね合わせた一層の検討が行われることが望まれる。
- 苦情や不満件数が少なくなっている事は大変な効果。

(3) レセプト点検結果

① 被保険者1人当たり資格点検結果額

<事業報告（概要）>

1,638円（22年度 2,357円）

記号番号説り、資格喪失後受診等の事項について協会が点検し、医療費の適正化を図っている。船員保険においては、健康保険事業に係る点検等の業務を行つて業務によりレセプトシステムによりレセプト抽出機能の活用によりセレクトする。また、セレクトシステムによりセレクトする。

※船員保険については、支払基金におけるオンラインレセプトの請求前資格確認を行っていない。

【評価の視点】
資格点検において、オンラインレセプトの請求前資格認証により、早期化及び効率化は実現した。
外傷点検において、レセプト点検全体会第三業務の効率化を図ることにより、外傷点検（第三業務行為に起因するもの）に注力し医療費適正化効果に努めたか。

【23年度の減少要因】

- ①22年度は21年度の未処理分1.5ヶ月分を処理したが、23年度においては滞留分を解消した。
- ②22年度までは、資格喪失後受診となるレセプトをすべて支払基金に返戻していたが、氏名変更により船員保険の資格取得が確認できたものについては、23年度からは原則として返戻しないこととした。

<自己評価>

23年度は、上記のような要因により前年度と比較し効果額が低下したが、やむを得ないものと想える。
 なお、支払基金におけるオンラインレセプトの請求前資格点検を実施するためには、船員保険システムの大規模な改修が必要であり、今後のシステム刷新における検討課題としたい。

<委員ご意見>

○点検技術の底上げと点検効果額の向上に向けた検定事例の共有化・研修などを引き続き行うべきである。
 ○レセプトシステムを効率的に活用し資格点検を行つているとの事だが、適正化のための事例研究とそのための職員研修について行うべきである。

<最終評価>

○上記の報告では「効率的に資格点検を行つている」と記されておりが、実績や23年度の減少要因の説明等からみて、やや疑問を感じざるを得ない。オンラインレセプトの請求前資格点検などに向けたシステムの改革が望まれる。

(3) レセプト点検実績

②被保険者1人当たり外傷点検効果額

<事業報告（概要）>
606円（22年度 619円）

レセプトは社会保険診療報酬支払基金で審査されているが、協会においては外傷性レセプトを抽出し全件について被保険者に負傷原因を照会するなど、医療費の適正化を図っている。また、船員保険のレセプト点検業務については、健康保険システムによりレセプト抽出機能の活用し、効率化を図っている。

[23年度の減少要因]
22年度は21年度の未処理分1.5ヶ月分を含め13.5ヶ月分を処理したが、23年度においては滞留分を解消した。

【評価の観点】
資格点検において、オンラインレセプトの講求前資格認証により、早期化及び効率化は実現した。
また、外傷点検において、レセプト点検全体の業務の効率化を図ることにより、外傷費適正化効果行為に起因するもの）に注力し医療費適正化効果に努めたか。

<自己評価>

23年度は、上記のような要因により前年度と比較し効果額が低下したが、やむを得ないものと考える。

- 点検技術の底上げと点検効果額の向上に向けた検定事例の共有化・研修などを引き続き行うべきである。
- レセプトシステムによる抽出項目の効率的活用を通じて外傷点検の実効を上げていただきたい。
- 前項目で記したことと同様である。

<最終評価>

- 被保険者1人当たり外傷点検効果額は606円となり、前年度と比較して13円減少している。これは滞留分解料に伴う外傷点検枚数の減少によるものである。
- 引き続き医療費適正化に努められたい。

(4) 素質の効率化・品質の向上

- ① 隨意契約の割合（件数）、内訳
・コピー用紙等の消耗品使用状況
その他の取り組み状況

<事業報告（概要）>

Webを使った発注システムの導入により、スケールメリットによるコストの削減を図った。

調達に当たっては、契約の透明性を高め、調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は、一般競争入札を原則とし、隨意契約が必要なものについては、調達審査委員会において個別に妥当性の審査を行った。これら調達実績については、ホームページ上で公表することにより、透明性の確保に努めた。23年度における100万円を超える調達件数全体では、事業の見直し等により、競争性のない随意契約の件数は6件の減少（22年度29件→23年度23件）となつた。
 なお、コピー用紙等の消耗品の使用状況としては、A4コピー用紙は454箱（22年度は454箱）、プリンタートナー（黒）は52個（22年度は51個）、プリンタートナー（カラー）は57個（22年度は80個）であった。

【評価の視点】
 「全国健康保険協会事務費削減計画」に基づき、職員のコスト意識を高め、競争入札や目標を達成するよう努めたか。
 また、調達や執行については、調達審査委員会のもとで、これらを適切に管理するとともに、ホームページにより調達結果等を公表することにより、透明性の確保に努めたか。

<事業報告（概要）>	<p>調達に当たっては、契約の透明性を高め、調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は、一般競争入札を原則とし、隨意契約が必要なものについては、調達審査委員会において個別に妥当性の審査を行った。これら調達実績については、事業の見直し等により、競争性のない随意契約の件数は6件の減少（22年度29件→23年度23件）となつた。 なお、コピー用紙等の消耗品の使用状況としては、A4コピー用紙は454箱（22年度は454箱）、プリンタートナー（黒）は52個（22年度は51個）、プリンタートナー（カラー）は57個（22年度は80個）であった。</p>
------------	--

<自己評価>	<p>「競争性のない随意契約」は23年度において23件となつたが、これらは全て、システム関係など一般競争入札とできない性格のものであり、その他の契約については一般競争入札又は企画競争として行つた。 コピー用紙等の消耗品について、職員のコスト意識を高めるとともに、引き続き両面印刷や集約化、コピー用紙の再利用、カラープリントの抑制などに取り組んだ。</p>	<p><委員ご意見></p> <p>○経費削減方策の好事例を職員間で共有する取り組みを継続するべきである。 ○資材なりサービスなり他に参注した場合必ずそこにコストが発生することを認識し、常に費用対効果について念頭において執行していただきたい。 ○コスト意識を高めることには重要なことではないと思われる。さらにコスト意識を一概に望まざることが必要であろう。また、コピー用紙等の消耗品についても、職員のコスト意識を高めるためには何らかの対応があることは望ましいが、過度の強制には留意すべきであろう。 ○改善、改良はまず自己内部から行うことが一番であり、その方向に懸命に努力することが全体へ波及していく。</p>
<最終評価>	<p>○随意契約は23件あり、昨年度と比較して6件減少した。 ○コピー用紙等の消耗品について、職員のコスト意識を高めるとともに、引き続き両面印刷や集約化、コピー用紙の再利用、カラープリントの抑制などに取り組んだ。 ○職員のコスト意識を高め、常に費用対効果を念頭において執行に努められた。 ○また、「全国健康保険協会事務費削減計画」に基づき経費の計画的な削減に取り組まれた。</p>	

全国健康保険協会の業績に関する評価（業務運営体制等）

全體的な取扱い

雜志

①組織の活性化への取り組み

事業報告（概要）>

- 協会のミッションや目標の徹底とコミュニケーションの強化
○4月、9月、12月及び3月に支部長会議を開催するとともに、役職員が全国6ブロックのブロック会議に参加した。さらに、4月、10月及び11月に理事長から全職員に対してメッセージを発信し、協会のミッションや目標、それぞれの階層に期待するこ^ト等を直接若手から幹部職員までに講話する機会を設けた。

○階層別研修では、役員が協会のミッションや目標、それぞれの階層に期待するこ^ト等を直接若手から幹部職員までに講話する機会を設けた。

○人事評価と人材育成
○個々の職員の役割や目標を明確化するため、全職員が半期ごとに目標達成シートを作成し、目標管理で設定した目標に対する達成度を含め、その期間の取組内容や成果を人事評価に反映した。
○24年度に向けた見直しとして、幅広く労務管理を行う必要がある管理職員については、評価内容及び着眼点を具体的に記述し、より実態に即した評価項目とする等、人事評価制度の改正を行つた。
○部長、グループ長、リーダー、スタッフの各階層を対象として、組織マネジメント、問題発見解決能力向上、コミュニケーション力向上等、各階層に求められる役割について研修を行つた。

○新たな組織風土・文化の定着
○11月に人事制度改革検討委員会を設置し、人事制度改革の検討を開始した。協会独自の人事制度を構築し、協会の事業展開、取組みを支え、発展させることができる新たな組織風土の定着と職員の意識改革の支援を厚ながら、26年ごろを目指すために実施できるよう検討している。

【評価の視点】協会のミッションや目標の徹底、職場におけるコミュニケーションの強化、人材育成、人ととも者が本位に、仕事と生活を両立させること、仕事と家庭との両立による職業選択の柔軟化、女性の就業率の向上などを実現するための取り組みを評価する。

卷之三

- 協会のミッションや目標の達成等
①支部長会議、ブロック会議、節目ににおける理事長メッセージ等を通じて、本部及び各支部で組織目標達成に向けた意思の共有が図られ、組織一體となった取組を行なうことにとどまっていた。

②役員が協会設立の背景やミッション・目標、それぞれの階層に期待すること等を直接受けた生徒に講話することにより、協会のミッションや目標の達成が図られた。

③新たな組織構造・文化の定着
組織改編制度は半期に一度開催し、年間で12件を標準とする。組織改編は組織改編制度によく連携して実施した全国規模の人事運動により、運営会議所、人材育成、組織活性化が面談手続等について習得することによって始めた。また、リーダーシップ、目標設定時や評価時の面談手續等及びグレード昇考等においては、高い評価を得ることについた。

④人事評価と人材育成
人事評価制度によって評価の実情に合った改善案へ繋げることによっては、各階層に求められる能力の向上のほか、協会の職員として習得すべき内容についても習得することができた。

⑤事業運営の現状、機運等について
〔医療保険の現状、機運等〕

○組織の活性化の取り組みとして、文部長会議、ブロック会議、節目に組織目標達成等を通じて協会のミッションや目標の徹底、人事評価結果等を踏まえて実施した人事異動・人材育成、階層別の研修、業務改善提言制度などに取り組んでいることは評価できる。

○協会が協会設立の背景やミッション・目標の達成が行われることにかかわるには、適切な人事評価が行われることが必要である。なお、3.11東日本大震災の教訓を踏まえ、今後の大規模地震・災害時における事業継続管理（BCM）、全国的な支援体制の在り方等についても、整備・検討する必要がある。

○組織力の強化とは、それを支える職員の人間力の強化である。
○人間力の強化とは、協会が抱うるミッションとなるが、自分のモチベーションを高めることであり、自己の職場での満足度を高めることでもある。

○全職員の目標達成シートの結果は知らないが、組織活性化への取り組みは評価できる。

○政府から創設した医療保険者として、徐々に活性化していくに際して、保険者としての自尊心が強くないといふところに於いては、医療保険者の属性や医療保険者等に対するサービス、日常生活の特徴等から、医療保険者の属性等について、高い評価に至る。また、医療保険者等に対する教育訓練等については十分な理解がられないが、現在の状況から見ると、その後の活動に期待のできる組織になりつづけることが期待される。医療保険者として、今後の活動に期待のできる組織になりつづけると想われる。

○以前から比較して組織の改善合理化をしっかりとし、計画性と目的意識を持ち、管理者もより一層職員の意識のやる気を高め、これまで変わった協会になりつつある事は喜ばしい事であり、我々事務室側も指導を受けて良い運営を待ちたい。

○組織的的な医療保険者として、引き続き貢献していくべき業務内容を実現し生まれ変わった協会になりたい。

② 藩政の運営への取り組み

八
（要數）
告業報

- 個人情報保護及び個人情報保護制度の遵守（コンプライアンス）については、職員行動規範小冊子を配布し、常時携行させコンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する法や等規操の遵守（コンプライアンス）に關する事項を記載した。職員会員金を6月と3月に開催し、通報事案についての検査の決定等を行うとともに、通報及び支部からの報告、意識の醸成を図った。23年度には本部コンプライアンス委員会を6月と3月に開催し、特に、ラスマントの防止による重点を置き、セグショナルハラスメントの防止と相談員の周知を目的とした。また、対手元及びコンプライアンス運営会議第3号を発行した。特に、ラスマントの防止止がスタートを本部及び支部へ配布した。

○個人情報保護及び情報セキュリティについては、各種規程の遵守やクセス制限、パスワードの適切な管理等を徹底するため、個人情報の管理体制の点検を隨時実施した。

〔評価の根点〕
【若年層に対する研修体系を整備し、協会の将来を
担う人材育成を推進するとともに、勇略等に充実を図る取り
組みを行つたか。】
多様な研修会を図るなども、引き続き、企
業訓練、セラフト点検、保謹事業等の重点的分野を因
て行う各階層をつたか。
【若年層について一層の充実を図る取り組みを行つたか。】

新編著者人名索引

卷之三

- (1) コンプライアンスの徹底及び個人情報保護

 - 従業員に行動規範小冊子を常時持帯させるとともに、研修、担当者会議などの機会を経ての周知徹底。コンプライアンス運営の発行などによりコンプライアンスに関する意識が高められた。
 - 組織的に従業員への教育研修を実施することが必要である。
 - コンプライアンスの研修の時期から体得したことの実践が重要である。
 - ハラスメント・個人情報保護への徹底と連携制度の充実が要求されている。
 - 研修から実践へ、そして実務ある施策への取組みを期待したい。

(2) 研修の実態による人材育成

 - 施設別研修では、11施設で計22回開催し507名の従業員が参画した。例えば、リーダー研修を通じて新下管設計図書を作成するなど、すべての施設において即実務に活用できるマネジメントは職場慣習手法を採用することでができた。
 - 新入従業員に必要な基本的な知識を効率的に行うため、e-ラーニングを活用し、95名の新任者が授業に参加する形で、アセシメントに必要な知識、心構え等の理解が図られた。
 - したがって、担当業務の授業や実務経験によりクラス分けを行ったことにより、受講者間における理解度が向上させることができた。
 - 受講者の理解度が、将来の協会に対する理解度が高められた。
 - 新規参入者を対象とし、骨牌の協会に対する理解度が高められた。
 - プロジェクトを策定し、きめ細かい研修の実施について、協会が推奨する推進度を受講所定期間に蓄積した場合、受講料の一割を割り勘付ける制度を設け、受講料を前年度の約倍とすることができた。

③ 支部との連携強化への取り組み

<事業報告（概要）>

- (1) 支部との連携強化
- 本部と支部の適切な支援・協力関係の構築として、23年4月、9月、12月及び24年3月に支部長会議を開催した。役職員が全国6ブロックのブロック会議に参加し、支部幹部と意見交換を行なう等、トツプの意思を明確にし、事業運営の方針や計画等に關して意思の統一を図った。また、理事事が支部評議会に出席し意見交換を行うとともに、支部評議会議長を選定委員会に招き意見交換を行なった。
 - (2) 組織体制の見直し
 - 支部内の部門間連携の強化に向けて、3支部の事務所を統合した。また、保健事業推進検討会における検討を踏まえ、保健グループの企画力を強化し事業の推進を図るため、22年10月から、保健グループを原則として業務部へ移管する見直しを行なった。
 - また、業務及びシステムの刷新の検討を行うため、平成23年4月1日より本部に業務・システム刷新準備室を設置した。

【評価の視点】

本部と支部の適切な支援・協力関係、本部と支部を通じた内部統制（ガバナンス）、支部内の部門間連携を強化するとともに、必要に応じ組織体制を見直し、組織運営体制の強化を図ったか。

<自己評価>

- (1) 支部との連携強化
- 支部長会議、ブロック会議、理事の支部評議会への出席、支部評議会議長の選定委員会への出席等を通じて、本部及び支部の意思の共有を図った。
 - (2) 組織体制の見直し
 - 協会設立当初より事務室が2か所に分かれていた3支部について、支部運営の効率化、部門間連携を実施したことにより、支部運営の強化が図られた。また、2支部において業務グループの分担を行ない、効率的な業務運営を行なうための体制強化を行った。
 - 10月末までに5支部において保健グループを業務部から企画・総務部に移管し、保健事業の企画力強化と事業推進を図った。

<委員ご意見>

- 被保険者や事業者による当事者意識はどう醸成するかが、医療保険運営の基本である。被保険者、支部評議会と本部幹員との連携強化が重要である。そのため、被保険者、事業者の声を直接受け止める支部評議会との取り組みが、被保険者機能の発揮のため、東なる取り組みに期待する。
- 本部と支部の連携強化は協会のミッションの推進・効率化の実現の観点から非常に重要な支部・支部評議会との連携は、被保険者や事業主の事業運営に対する意識の醸成という面からも重要な要素である。
- 会議を実施することが目的でなくその議題に対する問題点の追跡調査の結果確認が重要である。
- 支部の組織体制の見直しにより保健事業の企画力強化と事業推進を図ったことは評価できる。

- 支部と支部幹員との間の連携を図ることには容易なことではないが、他の組織体制の整備と強化が十分になされないと評価される。本部と支部との間の連携を強化するためにさらなる対応が望まれる。
- 支部と支部幹員との間の連携を強化するために、組織と云うのは強い一体感が大切。支部からの意見、考え方を広く聞き最終的に決定した事項については徹底していただきたい。
- 支部との連携強化、支部の企画力強化の動きは評価できる。
- 今後は本部・支部の一層の役割の明確化と連携を推進することを期待する。

④ 営業主との連絡化への取り組み

- 個別事業所単位の健診・医療費データを活用した「事業所健康度診断ツール」を全支部に提供し、その情報を活用し支部幹部を中心となり積極的に事業所訪問を実施した。
 - 更にハイロット事業において、事業所との距離を近づけることができるよう、より効果的な情報提供の方法や説得力のある健診・医療費データの分析方法を検証する。

【評価の視点】
支部管轄内をよりよい協業によりたか。
図2

卷之六

- 卷之三

【評価の視点】
支部管内の事業主（健康保険員）に対して保健事業の重要性を説明するとともに訪問活動等により、業界よりよい協力関係を築き、事業主との連携強化を図ったか。

卷之三

- 保健事業を進めて行く上で、事業主との連携の強化を図ることと
は極めて重要であり、平成24年度事業計画（重点事項）においても、「事業所との距離を更に縮め認識いただき、より多くの加入者へ
事業主や加入者へ働きかけるよう、事業の実施方法を工夫する
が保険指導を受けたところである。」と位置付けたところである。

○現在、支部の幹部を中心となり、保健事業をはじめ協会事業を
ご理解いただけるよう積極的に事業所訪問に取組んでおり、ハイ
ロット事業の結果や各支部の好取組みも参考に、事業所との距離
を一層縮める取組みを進めて行きたい。

○保健事業には事業主の理解が重要であることから、事業主団体への働きかけ
に今まで以上に取り組むべきである。

○協会事業主は共存共栄の關係にある。事業主は、加入者の一番近いところにいる
のであるから大いに連携した事業推進が求められる。

○バイロット事業では、業種別の傾向や新規事業所との積極的係わり等新しい視点で討も加えつつ、引き続き、事業主との連携強化に取り組まれた
い。

○保健事業のみならず事業運営全般に關し、事業主との連携の強
化はきわめて重要であり、健診・医療費データを活用して積極的
に事業所にアプローチする試みは評価できる。

○被保険者にメリットのある仕組みづくりといった観点からの検
討も加えつつ、引き続き、事業主との連携強化に取り組まれた
い。

○協会けんぽの事業を進めるうえで、事業主との連携を強化することはきわめて重
要である。しかし、被保険組合とは異なり、業種や規模が異なるため、当協会との
連携を強化することには困難であることはない。当協会は、上記に記載して置いた
協会けんぽの活動を有意なものとして認知してもらうしか、方法はないようにな
る。今後、地域包括ケアシステム等が運営組織としてそのなかの重要な位置を占め、地域の事
業主などの連携を強化していくことが必要となるが、近い将来をどうぞ期待したい。

○中小零細企業の事業主、現今の経済状態で給料の上げや賞与等は全く支払う事が
できないうえ、被保険者の支払い保険料も下り且つ雇用人数も少なくなっている状態で
す。今後はますます悪くなる景気が予想されますので、保険料支払いも下ることは確
実です。対策を早く立てて必要があり。

○全国における取り組みは大いに評価できる。

○今後は被保険者にメリットのある仕組みづくり（結果としてこれが事業所が協会を
評議するポイント）に努めることが重要と考える。